

ウェーバーと「国家」の起源

牧 野 雅 彦

- 1 ドイツ国家学と国家の起源論
- 2 家族から国家へ——クルト・ブライジツヒ「国家の成立」
- 3 家父長制的家族の成立と国家——モルガンとエンゲルス
- 4 男性同盟と母権制——ハインリヒ・シュルツ『年齢階梯制と男性同盟』（以上本号）
- 5 ウェーバーにおける家共同体と氏族、国家
- (1) 家共同体と氏族
- (2) 政治団体の成立

1 ドイツ国家学と国家の起源論

本稿はウェーバーが「国家」の歴史的起源についてどのような見解を抱いていたのかを探る一試論である。しかしながら国家の起源が問題になるのか。それは起源の問題が国家の本質に関わる問題と密接に結びついているからである。たとえばイエリネクは『一般国家学』において、「法は国家以前に存在するのかどうかという古くから論争の対象とされてきた問題」について、次のように自らの立場を明らかにしている。

「この問題は、発達した国家概念を自明なものとして前提しており、そのために問題そのものを混乱させている。というのも、国家という語をもつて近代諸国民の政治的共同体を示すものとして理解するとすれば、それ以前に法が存在していたのは疑いがないからである。しかし、国家を動態的に把握して、その時代に存在する最高の支配団体として定義するならば、答えはまったく違ったものとなる。／法は、もっぱら社会的機能であり、それゆえに人間の社会を前提とするということは論争の余地がない。孤立した人間から出発する自然法でさえも、法を多数の人間の間に始めて成立するものとしているのである。さらに、まったく組織されていない共同体など歴史上存在しない以上、法は、たとえそれが極めてゆるやかなものであれ、なんらかのかたちで組織された社会集団を前提としている。ところがこの組織された世俗的な社会で、自らの上にはいかなる上位団体もたないものはすべて国家である。このような国家の標識こそ、政治的發展のもっとも初期の萌芽と現在の完成された主権国家とを結びつける唯一の標識なのである」(Jellinek, *Allgemeine Staatslehre*, 3. Aufl., 1913, S. 364-365, 芦部信喜・小林孝輔・和田英夫他訳『一般国家学』学陽書房、一九七四年、二九五頁。／は原文改行)。

その時々最高の世俗的組織を国家として想定するならば、人類社会の歴史とともに国家は存在していたし、萌芽的なかたちであれそうした国家の存在なくしては法は存在しえなかっただろうとイエリネクはいうのである。ここには国家に先行する自然状態と自然法を想定する社会契約論に対する批判が込められている。ただし「法は国家以前には存在しない」ということは、「国家は法以前に存在した」ということと必ずしも同義ではない。国家は法の存在の論理的な条件であるが、時間的・歴史的に先行して存在するわけではない。むしろ国家が成立している限りそこには法が存在しているという意味で捉えるべきであろう——国家の存在そのものがある種の規範性への拘束を内属させて

いるというイエリネクのいわゆる「国家の自己拘束」もそのような事態の認識を意味していた——。国家はたんなる暴力や強制の手段ではなく、その存在そのものが法と不可分に結びついている。かかる意味における法的強制の「装置」としての国家は、人類が人類として存在するようになったその始原から何らかのかたちで存在する、というのがイエリネクの——そして大方のドイツの国法学者たちの——見方であった。

そうした観点からすれば「政治」もまた「国家」とほぼ同義になる。「政治的共同体は国家であるか、あるいは国家から支配権を付与された団体であるかのいずれかである。『政治的』とは『国家的』ということの意味する。すなわち政治的なものの概念において人はすでに国家の概念を考えている。国家におけるあらゆる支配力は国家自身にのみ由来する。何らかの意味で独立的な共同体、他に由来するものでない支配力を有する共同体は、この意味ではすでに国家である」(ebenda, S. 180, 訳一四四頁)。ドイツにおいて政治現象、いやおよそ人間の社会現象をあつかう学問が「政治学」や「社会科学」ではなく「国家学」と称される背景にはこのような認識があったということができるだろう。政治や社会現象一般を国家とほとんど同義のものとするそのような立場は国法学者だけに限られない。古代史家エドゥアルド・マイヤーもそうした国家認識に立つて、国家に先行する社会組織をめぐる議論について次のように述べている。

「人類の状態についてのわれわれの知識の及ぶ限りでは、そこでは群居動物とは異なり、単一唯一の社会団体ではなく、多数の社会諸団体が互いに並存し、しかも交錯して存在している。小部族 (Stämme)、家族集団 (Horde)、移民 (Ansiedelungen) が互いに同盟ないし直接に国家へと結集し、あるいは少なくともより大きな全体民族の一部と感じている。部族の中には血縁同胞関係 (フラトリア)、クラン、氏族 (Geschlechter) が存在し、これらはまた複数の

部族あるいは下位部族へと広がりを持ち、異なる部族構成員の間に共同の紐帯、さらには政治的・軍事的部門、儀礼共同体、職業集団をつくりだしている、そして居住地の影響がガウ団体や村落長間団体を造り出す等々。これらの諸団体は、それらが従事する目的においても、所属する人々を団体に組み込む程度や強さにおいてさまざまに異なっている。それぞれの個人がどの団体に属するのかがはっきりしないことは決してないし、それぞれの団体が個人に對していかなる要求をする権利があるかについても同様である。しかしながらこれらの諸要求とそれに基づく諸個人の義務はしばしば厳しく対立することになるし、だからどの要求がより強いと証明できるかは疑問である。まったくしばしばより小さな、したがってより個別的で成員をしつかりと従属させた団体がそこでは勝利を収め、ただちにより大きな団体を粉砕してそれにとつかわれることがありうるし、ときには反対に大きな団体がその意思貫徹することもある。だがこれらの団体すべての中で、一つのものが理念にしたがえば支配的なものである。……この支配的な社会団体の形態、その本質において完全に自立的な統一体の意識が維持されているところの社会団体の形態が国家なのである。したがってわれわれは国家団体をたんに概念的のみならず歴史的にも人間共同体の第一次的な形態として考察せねばならない。つまり動物的な群居状態から生じたところの、その起源からしておよそ人間種族とともに古い団体、そこにおいて、またそれをつうじてはじめて人間の発展が可能となったところの団体として、である」(Eduard Meyer, *Geschichte des Altertums*, Bd. 1, 6. Aufl., Darmstadt 1953, S. 9-11)。

人類が社会を形成して以来、家族や氏族、部族やその他の社会的紐帯は複雑に交錯しているけれども、理念からすればそれらのうち一つが支配的なものであって、他の紐帯や諸集団はそれに従属する。人間社会が存立している限りにおいていずれかの支配団体による統一は論理的に要請されるのであって、かかる意味における支配的団体こそ国家で

ある。その限りにおいては国家は、他の諸紐帯と同様に始源的なのであって、いずれが歴史的・時間的に先行するということとはできない。少なくとも氏族その他の血縁的な社会関係を国家に先行させることはできない。血縁的な紐帯として理解されるギリシアのフュレー、ローマのトリプスなどの氏族は、国家に先行して存在するのではなく、国家ないし一つの部族の下位部門として当初から編成されている¹⁾。なるほど国家を先行して存在する氏族や家族などの集団から歴史的に形成されたものとする見解は魅力的なものを含んでおり、すでにアリストテレスにも一部そうした議論に傾いているところがあったが、そうした見解は国家権力の範囲を限定しようとする近代リベリズムのもとで装いを新たに登場してきている。彼らは国家に代えて社会を前面に押し出そうとしてきているのである（Condor. S. 1516）。しばしば「社会学」の名の下に推し進められるそうした傾向、人間生活における国家のいわば歴史貫通的意義を没却して氏族や家族研究などの人類学的側面を強調するそうした傾向に反対して、歴史研究における人類学的知見の意義と限度を批判的に検討すること、これがマイヤーの『古代史』改訂版の冒頭におかれた「人類学」篇の課題なのであった。

もとよりマイヤーのこうした試みそれ自体が顕著に示しているように、もともとドイツの国家学が歴史学と密接な関わりをもつて成立してきたものである以上、国家そのものを一つの歴史的に形成された対象として捉え、その限りで歴史的に相対化すること、さらには人類学や民族誌などの知見を通して、いわゆる先史時代における人間社会と国家の始原的なあり方が問われるようになることは時間の問題であり、遅かれ早かれいずれは避けて通ることのできない課題であった。ドイツの歴史主義的諸潮流の中で、そうした人類学的な、あるいは「社会学的」な研究とその成果に対して相対的に早くから開放的な態度をとっていたのは文化史や経済史の領域とも接点をもつ歴史学派経済学であった²⁾。グスタフ・シユモラーはその経済学教科書『一般国民経済学要綱』で次のように書いている。

「国家とゲマインデの経済の成立と本質について理解しようとするならば、少なくとも国家の成立について一言述べておかねばならない。E・マイヤーは最近アリストテレスに関連して次のようなパラドクスを提出した。いわく、国家は人間と共に古い、と。それで彼が考えていることは、人間はすでにその最古の時代から群れ (HerdenやJorden) をなして生きてきたのであり、こうした諸団体の中でそれを通じてはじめて言語、道具、風習を学んできたということである。これは確かに正しいが、しかしながらそれでひとが群と国家とを同じ概念として、救いようのない混乱をもたらすことなしに用いるべきであるということが証明されたことにはならないのである。国家の成立は諸個人の契約にもとづくという、ソフィストや自然法〔論者〕が説くような理論はなるほど誤りであり、このことはすでにモンテスキューやファーンガソンやA・スミスによって拒否されたところである。だからわれわれはこの議論にかずらわる必要はない。家父長的家族の拡大によってゲマインデや国家が成立するという考えは、アリストテレスの擁護者に今日見られるところであるが、彼らの議論は歴史的事実に裏付けられたしつかりしたものではない。家族のたんなる拡大では決して国家は成立せず、家族の数の増大によってはじめて成立するのである。諸民族、ゲマインデ、都市の同盟をば国家成立の架橋とみる考えの方がより真実に近い。しかしながらただ特定の同盟のみが、つまり一定の統一的な中央集権的制度を結果としてもたらす同盟のみが、国家の成立に影響を与えるのである」(Gustav Schmoller, *Grundriß der Allgemeinen Volkswirtschaftslehre*, dritzehntes und vierzehntes Tausend, Ergänzet und vermehrt, München/Leipzig, 1920. S. 289)。

なるほどマイヤーのいうように人間社会の始原的な状態においても、国家形成の萌芽は見る事ができるし、国家が担うような課題をそうした萌芽的組織が担っていなかったわけではない。しかしながら、国家形成へと決定的に前

進した時期というものが人間の歴史過程には見られるのであって、それを明らかにするために国家という概念はより限定して用いる必要がある。血縁的な共同体からはじまる長い間の歴史過程において、氏族組織や宗教的紐帯などを通じて形成される共通の感情、風習の統一をへてはじめて本格的な意味における国家は形成されると考えなければならぬ。このようにシュモラーはいうのである。数多くの版を重ねたという『一般国民経済学要綱』の一九二〇年の版に書かれたこの部分は、おそらく一九〇七年に出されたマイヤーの『古代史』改訂第二版の「人類学」の記述を受けて加筆された部分であるが(ちなみに Grundriß der Allgemeinen Volkswirtschaftslehre, 1-3. Aufl. 1900, S. 278ff. には国家形成に関するこうした論点の記述は存在しない)、シュモラーを中心とする当時の歴史学派経済学における人類学的研究の受容の一つの到達点を示しているといえることができるだろう。

人類学や民俗学などが示した先史社会あるいは未開社会について問題提起を受けとめて、国家形成と国家の定義そのものをより歴史的に限定しようという問題意識は、歴史学派経済学やその周辺の経済史・文化史の研究者の内には比較的早くから存在していた。そうした人類学受容のひとつの典型的なあり方を示しているのが、シュモラーの編集する『年報』に掲載されたクルト・ブライジツヒの論文「国家の成立」である。ブライジツヒのこの論文については、ウェーバーもエドゥアルド・マイヤーの歴史方法論を批判した論文「文化科学の論理学の領域における批判的研究」でつぎのように言及している。

「K・ブライジツヒが『トリンキット族およびイロクォイ族における……国家の成立』に関する論文の中で明らかにしようとしたのは、次のようなことであつた。すなわちこれらの種族に見いだされるところの出来事、これを彼は『氏族制度から国家が成立する』過程であると解釈するのだが、これが『種を代表する』意義をもっているというこ

と、——言い換えれば、国家形成の『典型的な』形態であるということ——それゆえに彼によれば『重要な (Geltung)』
 それも『ほとんど世界史的な意義』をもつ出来事であったというのである。／さて——当然のことながらブライジッ
 ヒの主張が正しいものと前提して話を進めるとすれば——、このインディアン『国家』の成立という事実ならびにそ
 の実際の成立過程のあり方が、世界史的な発展の因果関連にとつてはほとんど取るに足らない『意義』しかもつてい
 ないということは、まったく明らかな事柄である。その後の世界の政治的な形成にとつて『重要な』い
 かなる事実もそこから影響を受けたことはない、つまりインディアン国家の成立という事実とそのあり方にその『原
 因』が帰せられるような事実は一つもないのである。今日のアメリカ合衆国の政治的・文化的事情の形成にとつてそ
 のような『インディアン』国家の成立のあり方と、そしておそらくはその存在自体、まったく『どうでもよい』事柄
 であった。つまり両者の間に証明しうるいかなる因果連関も存在しないのである。……(中略)……しかしながらこ
 れに対して——もしブライジッヒが正しいとすれば——彼の分析から得られた国家形成の経過についての知識のもつ
 意義は、一般的に国家はいかにして成立するのか、その成立の様式についてのわれわれが知る上で——彼の考えによ
 れば——画期的な意義をもつということになるであろう。つまりその経緯についてのブライジッヒの見解が『類型』
 として妥当であつて『新しい』知識を示すものであるとするならば——それによつてわれわれは、国家学概念形成
 にとつての認識価値はまったく別にしても、他の歴史的な事象の因果的な説明に少なくとも発見的な手段として用い
 ることのできるような明確な概念を形成することができる立場におかれることになるだろう。言い換えれば、そのよ
 うな『インディアン国家形成の』経過は歴史的な実在の根拠 (Realgrund) としては何の意味もたないが、ひとつの
 ありうべき認識の基礎 (Erkenntnisgrund) としては (ブライジッヒによれば) そのような分析は並はずれて大きな意
 義をもつのである」(Kritische Studien auf dem Gebiet der kulturwissenschaftlichen Logik, in: *Gesammelte Aufsätze zur*

Wissenschaftslehre, Tübingen 1973, S. 234-235, 森岡弘通訳『歴史は科学か』みすず書房、一九八七年、一三〇—一三二頁。)

ブライジツヒがアメリカ・インディアンを対象に明らかにした「氏族制度から国家の成立」の過程は、もしその分析が正しいとするならば、世界史の過程における現実的な因果的要因としては大きな意義はもたないとしても、他の民族の「国家」形成の歴史過程を分析するための認識手段として、そしてもちろん国家の本質を問う国家学にとっても重要な意味をもつことになるだろう、というのである。そこで本稿では、ブライジツヒのこの論文を導きの糸としながら、「国家形成」をめぐる問題が歴史学・派経済学や歴史学・国家学にとつていかなる意味をもっていたのか、そしてそれに対してウェーバーはどのような態度をとっていたのかを検討することにした。

2 家族から国家へ

——クルト・ブライジツヒ「国家の成立」

この論文におけるブライジツヒの問題意識は、「国家形成」をめぐる人類学・民俗学の問題提起が国家学にとつていかなる意味をもつかということであった。彼はこう述べている。

「こんにち国家についての学問の入り口には国家の成立をめぐる問いが突きつけられている。人類の単純素朴な幼年時代への押さえがたくあふれる衝動に駆られて人がこの問いに向かう理由が、それがたんなる過去の問題だからで

はなく、むしろ人類の未来への問いでもあるからにはなおさらのこと、この問いは国家学の形成の決定的な転換点においてこの学問を深く捉えることになるのである。「国家」その初発においてそうであった状態こそが、新たに創り出されるべき目的や模範とならねばならない、と考えるのである。民族誌や原始史の豊富な手段を用いて、かつてあらゆる国政の学の焦点となっていたこの問題への解答を探し求めること以上にやりがいいものはない」(Kurt Breyzig, *Die Entstehung des Staates aus der Geschlechterverfassung bei Tlinkit und Irokesen, Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft im Deutschen Reich*, 28. Jg., 1904, S. 484)。

かくしてブライジツヒはまず北アメリカの自然民族についての二つの研究、モルガンのイロクォイ族研究およびクラウゼのトリンキット族についての民族誌報告 (*Die Tlinkit-Indianer: Ergebnisse einer Reise nach der Nordwestküste von Amerika und der Beringsstrasse ausgeführt im Auftrage der Bremer Geographischen Gesellschaft in den Jahren 1880-1881 durch die Doctoren Arthur und Aurel Krause / geschickt von Aurel Krause, Jena : H. Costenoble, 1885*) のうちに、国家の成立をめぐる手がかりを求めるのである。そこから彼が導き出す第一の結論は、国家形成の初発の段階は血縁的な家族の結合と重なり合っているということであった。

「このことは多くのものが支持しているのであるが、家族、少なくともその拡大された形態としての氏族、あるいは時としてすでに大家族の段階でも一つの独自の存在であり、したがってすでに半ば国家的な形態を獲得するようになってくる。というのも国家活動の本質的な形態であるところの、共同に規制された生活態度への結集、対外的な攻撃に対する防衛といった活動もすでにそうした半国家的な形態へと移管されているからである。家族が初発の段階か

らその生活活動の領分として取り入れねばならなかった共同に規制された経済活動についてはいうまでもない。家族と国家とはそれらが生まれ出る起源の時代においては互いに溶け合っていて、制度の点においても、対外的な態度や対内的経済的な行動によっても区別することはできないのである」(ebenda, S. 485)。

ここでは家族と氏族とが血縁的な紐帯に基づく結合体としてほぼ同一の、ないしは連続する存在として捉えられている。後に述べるようにまさに両者の相違こそがモルガンの——そしてエンゲルスの——国家形成論の論点となるのであるが、ともあれブライジツヒにおいては、血縁的な共同体としての家族・氏族と国家とはいわば連続するものとして位置づけられていた。そうした血縁的紐帯に基づく初発の国家のあり方を探る手がかりがトリンキット族やイロクオイ族の氏族編成の内に隠されているというのである。

まずトリンキット族の氏族制度についてブライジツヒのいうところを整理すると次のようになる。

トリンキット族の編成は次に述べるイロクオイ族とおなじくいわゆる部族と氏族の二重の編成原理から構成されているということが出来る。すなわちトリンキット族全体は一二の支族 (Völkerschaftsguppen, Abteilungen) から構成されているが、この部族集団の構成員は同時にまた部族集団をこえて共通するいくつかの血縁的な氏族集団に所属しているのである。それらの氏族はおおきく「鴉」と呼ばれる二つの大氏族に属するというかたちで次のように編成されている。

鴉… 鴉、カエル、ガチヨウ、トド、サケ

狼… 狼、鷲、熊、鯨、鷲とアルク (ウミスズメの一種)、鯨

それぞれの氏族さらに大氏族の内部では婚姻が規制されている。さきにあげた一三の部族集団はそれぞれ、これらの氏族集団のいくつかの構成員によって編成されている。つまり氏族の血縁的な編成と、部族の組織は交錯しているのである。そうしたトリンキット族の国家構成の特徴はブライジツヒによれば次のようになる。

トリンキット族の部族全体は一つの国家としての内的なまとまり (Zusammenhalt) をもたない。つまり共通の国家的制度ないし国家類似の生活を有していない。その意味においてトリンキットは部族の集合 (Stammesgruppe) であって一つの部族 (Stamm) ではないのである。部族を構成する下位集団もまた統一的なまとまりがあるわけではない。トリンキット族を構成する一三の支族はそれぞれ共通の名前のもとに共属意識を有しているが、国家的・政治的生活のための機関をまったく欠いている。そうした状態の中で唯一国家機関とでもいえるべき存在がいわゆる酋長制 (Häuptlingschaften) である。一つの部族集団には複数の酋長が存在しており、酋長はそれぞれの村落と対応している——これはトリンキット族が漁業のために定住して形成することによって形成されたものとブライジツヒはいう——。酋長はまた多くの場合にはそれぞれの氏族の中から選ばれる。部族集団を構成する多数派の氏族はそれぞれ酋長制への関与権をもつのである。

かくしてトリンキット族における唯一の公的権力は氏族の一部分を代表する村落の酋長というかたちをとることになる。他方では氏族集団そのものもそれ以外の明確な指導者を欠いているのであるから、トリンキット族においては村落を単位とする酋長制はいわば地域的・政治的な編成と氏族の血縁的な編成との唯一の結節点でもあるということができらう。もとより村落の酋長といえども固有の指導者と言うよりはむしろ同輩者中の第一人者としての性格が強いものにとどまっている (ebenda, S. 486-488)。トリンキット族のそうした状態は、長期にわたる歴史的過程のなかで形成された一つの結果でないかとブライジツヒはみている。

「こうしたことから再び推測されるのは、鵝と狼という原氏族は、トリンキット全体の新たな国家的・非家族的な部族の集合体が可能されるのよりも長い発展の歴史をすでに有しているのではないかということである。それはすでにはるか以前に一つの確固とした秩序を創りだしていたのかもしれないし、それらの秩序は新たに形成された部族集合体には引き継がれなかったのかもしれない。——ひょっとするとその権利を固持しようとして、今日にいたるまで、部族集団、村落、首長制といったその他の点では確固としたまとまりをもつ形成物に対してそれを譲渡しなかったのかも知れないのである。／＼いいかえれば、氏族は、自立的——そして当時は同時に国家類似で家族類似でもあった——形成物として国家に先立って存在していたのである。国家、つまり非血縁共同体は後になって、氏族から形成されたものである。さらにいえば、二つの氏族が融合して、国家形成物の最初の萌芽となったのである。精子と卵子が融合して受胎して新たな人間が作られるように。かくして二つの氏族という細胞の結合から国家の胚細胞が成立したのである」(ebenda, S. 491)。

国家の形成の起点を二つの氏族集団の結合に求めることができるかどうか、という議論は後に述べるように国家の起源をめぐる一つの争点となるのであるが、トリンキット族の部族・氏族編成からはそうした推測が成り立つとブライジツヒはいっているのである。

モルガンが『古代社会』においてあきらかにしたイロクォイ族の部族・氏族編成は、いわばそうした「家族類似」の国家形成のさらに進んだ発展段階を示すものであった。イロクォイ族の部族ならびに氏族の編成についてブライジツヒの述べるところを、モルガン自身のそれも参照しながら簡単に整理すると次のようになるであろう (Lewis Henry Morgan, *Ancient Society*, Holt, 1878 [The University of Arizona Press, 2003] p. 69, 青山道夫訳『古代社会』岩波文庫、上巻、

一〇五頁以下)。

イロクオイ族の場合もトリンキット族と同様、部族と、そしてそれと交錯する血縁的な氏族編成という二重の構成をとっている。

全部族 (Stamm モルガンの場合には部族連合 Confederacy=Bund) はモーホーク、オナイダ、オノンダガ、カユーガ、セネカ、そしてタスカローラの部族に分かれる。

それぞれの部族は複数の氏族の構成員によって編成されている。これらはそれぞれのトーテムの名の下に結びつく血縁的な母系氏族である。それぞれの部族における氏族 (ブライジツヒは下位 II 部分氏族 Unter=Teilgeschlechter と表記している) はさらに二つの胞族 (Phratry) へと統合される。セネカ・イロクオイ族の場合を例にとれば次のようになる。

第一胞族::熊、狼、海狸 (ビーバー)、海亀

第二胞族::鹿、鷗 (しぎ)、蒼鷺、鷹

モルガンによれば同一胞族内の婚姻は最初は禁止されていたという (ibid. p90, 『古代社会』上巻、訳二二二頁)。ブライジツヒはここから部族全体がもと二つの原 II 大氏族により編成されていたと推測するのであるが (Brysis, S. 506)、イロクオイ族の場合には二つの胞族の編成関係はすでにやや変則的になってきている。

たとえばカユーガ・イロクオイ族の場合には氏族は二つの胞族に等分されていない。

第一胞族…熊、狼、海亀、鵠、鰻

第二胞族…鹿、海狸、鷹

さらにオノングガ・イロクオイ族の氏族はセネカ族とは名称を異にしている。

第一胞族…狼、海亀、鵠、海狸、鞠（まり）

第二胞族…鹿、鰻、熊

またモーホーク族、オナイダ族は熊、狼、海亀の三氏族だけから構成されていて胞族を有していない。さらにタスカローラ・イロクオイ族は、過去のある時代に主たる部族からおそらく分離した結果として次のような編成をとるとモルガンは言う（Morgan, pp. 91-93, 上巻一三三—一三五頁）。

第一胞族…熊、海狸、大海亀、鰻

第二胞族…灰色狼、黄色狼、小海亀、鵠

イロクオイ族の場合にも、民族的血縁的編成と国家的・地域的編成の接点となるのが酋長制である。イロクオイ族の場合には氏族は一定数の世襲酋長（Sachem）と普通酋長（chief, Häuptling）を有している。両者ともそれぞれの氏族内で選出されるが、前者は空席になると指定された氏族内で補充という意味で事実上の世襲制に基づいている。普

通酋長は個人的な武勇や事務上の才能、雄弁などのいわば個人的なカリスマに基づく一代限りの存在であるが、その数は通常その氏族員数に比例して振り分けられている。——モルガンによればセネカ・イロクォイ族の場合に五十人ごとに一人の普通酋長、ニュー・ヨーク州で三千人の構成員に対して八人の世襲酋長と六十人の普通酋長がいたという——。各氏族は世襲酋長ならびに普通酋長を罷免する権利をもつ。部族ならびに全部族はこれらの酋長によって構成される会議によって代表されるのである⁽³⁾。

このようにイロクォイ族の場合においてもトリンキット族と同じく国家的制度が氏族と交錯しているのであるが、世襲酋長と普通酋長の制度ならびにそれらによって構成される会議の存在からしても、あきらかにイロクォイ族の方がより国家的・地域的な編成のより高い発展段階にあるとブライジツヒはみている。

「イロクォイ族はもはや部族の集合 (eine Stammesgruppe) ではない、より厳格に組織された、統一的に指導される部族 (Stamm)、ならびにその部族集団 (Völkerschaften) もまた同様に確固とした共同体へと成長しているのである」(ebenda, S. 494)。

ブライジツヒはモルガンが部族連合 (Bund) として捉えたイロクォイ族全体を一つの部族 (Stamm)、つまりすでに全体として国家的な制度としての実質を備えた存在としている。部族および氏族の各段階の組織の名称がモルガンとは微妙にずれてくるのもここに原因があるのであるが、ともあれそうした観点から、氏族から国家への移行を連続的なものとして捉えること、いやむしろ血縁的な氏族の組織それ自体がいわば始源的な「家族類似の国家」であるとするところに国家起源をめぐるブライジツヒの議論の特徴があった。血縁的氏族的編成から国家的・地域的編成への

転換を連続的なものとして捉えるこうしたブライジツヒの観点からは、後に述べるように家族と民族的な編成との関係もまた連続的に捉えられることになる。国家起源をめぐるモルガンの論点はまさにいわゆる家族とは異なる血縁的な編成原理としての民族的と、その民族的な社会編成から政治的・地域的編成への決定的転換の意味を強調することにあつたということは次節で示すことになるであろう。ともあれブライジツヒはそうした観点から、トリンキット族に対するイロクオイ族の発展を過大評価することはできないとして、次のように論じている。

「こうした観察には本質的な制限が必要である。イロクオイ族の状態においてもなお氏族の優位は克服されてはいない。国家的共同体はその制度の建設にさいして、氏族制度が提供する礎石を利用せねばならないのである。／部族の政府そのものがそうした痕跡を残している。部族の公権力の固有の担い手は部族評議会 (Stammesrat) である。それは戦争、講和の決議を行い、使節を派遣ならびに接見し、服属する部族の間の争いを仲裁し、その他すべての共同の事項の決定を行う。それは葬儀会議として死者の葬祭を執り行い、その後継者を指定する。それは礼拝のための評議会として宗教的な大祭を執り行う。しかしながら、そこに存在しているのは支配者ではなく、同権者の集合であるということがすでに国家的形成がそれほど高い程度には進んでいないことを推測させる。ましてや決定的にそのことを示しているのはその構成である。ここで問題となっているのが——イロクオイ族からの伝承と、それにしたがってモルガンが望んでいたように——自立的な五つの部族 (Völkerschaften) の連合であつたとするならば、これらの連合評議会は部族とその指導者によって形成されなければならない。だが実際にはそうではなく連合評議会は、部分氏族 (Teilgeschlesher) の世襲酋長 (Sachem) および戦争酋長によって構成されているのである。／つまりいいかえれば、部族の固有の権力はトリンキット族と同様に氏族の下位部門の指導者——トリンキット族にあっては唯一存在する酋

長であったのだが——によって行使されているのだから」(Byrnie, S. 494-495)。

部族全体の統治機構がまだ存在していなかったトリンキット族とは異なり、イロクオイ族は一つの公的権力としての連合評議會を形成している。しかしながらその実質的な担い手は、トリンキット族の場合とまったく同様に、氏族、それも下位の氏族部分の指導者によって行使されている。国家的なものへの発展をとげたイロクオイ族においても、その基礎はあくまでも血縁的な氏族組織にあるという点で本質的にはトリンキット族とかわるところはない、というのである。かくしてここからブライジツヒは次のような結論を導き出すことになる。

「本質的な成果は、氏族制度の家族的構成部分と国家的構成部分とが互いに互いに関連しているのかを明らかにすることである。氏族とそのすべての上位・下位形成物に代表される家族的なものが圧倒的に優位にある。それは最初の基礎を提供し、二つの氏族の結合が最初の、緊密な血縁共同体に基づくのではない、つまり強調された意味における国家的な結合を表すのである。その際ただし確認しなければならないのは、自由に移動する氏族がすべての国家的属性を欠いているわけではないし、新たに成立した部族が血縁紐帯を欠いているわけではないということである。氏族もすでに国家なのであり、そこでは本質的に家族からなる民族的・経済的共同体を別にして、外的な防衛と内的な結合に基づく団体を意味するのである」(ebenda, S. 506)。

イロクオイ族の部族制度がなお氏族の血縁的な構成に依拠しているとしても、これらの共同体がまだ国家ではないということにはならない。人類の発展の初発の段階においては、家族的な構成部分と国家的構成部分とは相互に重なり

り合っているのであって、両者の関係は流動的・相対的なものである。その意味においてはそれぞれ国家的な側面をすでに有していた二つの氏族が過去の何時の時点にか邂逅して互いに婚姻的關係を取り結ぶことによって結合し、一つの部族へと融合することによつてはじめて本格的な国家形成への道、血縁的な共同性から離れた地域的な政治的組織の発展への道が開かれるのだとブライジツヒというのである。イロクオイ族の制度はまさにそうした本格的な国家形成へのはるかなる道程の起点に位置するものであった。

それではこの「萌芽的あるいは発展途上の国家」についてのモルガン等の人類学上の発見は国家学に何をもたらしのか。ブライジツヒがここからまず第一に導き出す結論は、ルソー的社會契約論の思わざるリアリティであった。「人はルソーの思考過程それ自体について、彼が明らかに歴史的に思考している場合でも、まったく非歴史的に考えているのだと解釈しようとする。人はこう宣言する。ルソーがすべての國家の歴史の開始点に設定するところの社會契約は、實際にそのようなものが原始時代に考え出されたと想定されているわけではないし、實際に取り結ばれた多くの契約の一つの結果に基づいているでもないし、いわんや唯一の原始契約に基づいているわけでもなく、およそ國家法一般の抽象的な觀念をわかりやすく表現したもの以外の何物でもないのだ、と。ルソーの社會契約は、一つの觀念像 (Simbild)、あらゆる公的な法關係の全体のための形式であり、それ自体はたとえば國制史の原始時代に結びつけられるような固有の發展史をもたない、というのである」(ebenda, S. 521)。だが、と彼は言葉を続けている。

「しかしながら驚くべき事は、ルソーが明らかに想定していた何らかの始原的契約と類似の觀念が、これらの書物が明らかにした経緯から確認することができるといふことである。ここで推測されたように、それまでは自立していた二つの自由に放浪する氏族の融合から狹義の國家が成立するといふことが事實であるとしたら、原始時代ならびに

自然民族の様式や感覚をなにほどか知っているものには次のような推測が浮かび上がってくる——そしてイロクオイ族の伝承はそれを確認する——。つまり非常に厳粛な協定によって新たな関係が規制されることになったのだ、という推測である。非歴史的であるとしれば非難される十八世紀の感覚が、その後継者たちの労多い経験科学の成果をまさに一九世紀の多くの研究者よりも正確に予見していたということになる」(S. 522-523)。

かくしてモルガンらの人類学の問題提起は「国家の始原」についての経験的な事実を突きつけることによって、国家と法の特徴をどう考えるかという問題を国家学に対しても提起することになったのである。ただしブライジツヒによるモルガンの議論の紹介のうちにすでに示されているように、国家学による人類学の問題提起の受容のモルガンの受容にはすでに一定の偏向が含まれている。この点についてあらためてモルガンの議論に即して整理しておかねばならない。

3 家父長制的家族の成立と国家

——モルガンとエンゲルス

ブライジツヒの議論との関わりで検討せねばならないモルガンの論点は、血縁的な紐帯としての氏族と家族との関係、そして氏族と国家との相違の二点である。まず第一の点について見ることにしよう。

『古代社会』においてモルガンがくり返し強調している論点の一つは、通常血縁的な組織としてひとしなみに取り扱われる家族と氏族とが、まったく構成原理を異にする社会組織だということであった。『古代社会』の章別編成を

一瞥すればわかるように、モルガンはイロクオイ族の氏族制度、家族、および財産を古代ギリシア・ローマのそれと対比するかたちで論じている。原始的な諸民族に共通する社会編成の原理を明らかにするそうした視角は、同時に、古代ギリシア・ローマにおいて成立した古代都市国家の特質に光を当てることになるのであるが、そこで彼はこう述べている。グロート、ニーブル、メイ、モムゼンといった著名な古代史家たちは、古代ギリシア、ローマの社会組織を構成する基礎（the integre）として家父長制的な一夫一婦制家族を想定していた。だがその場合に氏族制度と家族との関係は不明確なままにおわっている、と。

「グロート氏は氏族を家族の延長として、また家族の存在を前提とするものとして語り、家族を第一義的なもの、氏族を第二義的なものとして取り扱っているこの意見はすでに述べた理由から支持しがたい。二つの組織は相異なる原則の上に進んだものであり、相互に独立している。氏族は仮想の共同始祖の一部だけを包含し、その他のものを除外する。したがってまたそれは家族の一部のみを含み、その他のものを除外するのである。氏族の構成要素となるためには、家族は全体として氏族の枠内に入らなければならないが、それは太古の時代においては不可能であって、ようやく近代にいたって成立したにすぎない。氏族社会の組織においては、氏族が第一義的なものであり、その制度の基礎であると同時にその単位を成していた。家族もまた第一義的なものであり、かつ氏族よりも古い。プナルアおよび血族婚家族は時の順序からすれば氏族に先立っているのである。しかしそれは古代社会における組織的な系列の構成要素ではなかった。近代社会において家族がそうでないのと同様にである」（Lewis Henry Morgan, *Ancient Society*, p. 231, 『古代社会』、上巻、三二五—三二六頁）。

血縁的な系譜として母系、父系のいずれをとろうとも、これは当然のことながら家族の成員の一部しか包括することにならない。したがって氏族を家族の拡大延長として考えるのは誤っている。古代社会において、社会組織の基礎として第一義的に重要であったのは、家族とは組織原理を異にする氏族制度であったというのである。それでは氏族はいかにして発展してきたのか、それに対するモルガンの回答がいわゆる集団婚からの発展という仮説であった。

「氏族が所与の社会状態において自然的に発生し、かようにして関連のない地域において氏族の発生がくり返されたかどうか、それとも、それは単一の起源を有し、そして本源的中心から、継続的な移動を経て、地球の表面に伝播していったかどうかは、純理的な考察にとつてすぐれた問題である。後者の仮説は、簡単な修正を加えれば、次のような理由によつて、前者よりはすぐれた仮説になるように思われる。すなわち、われわれは結婚の二形態と家族の二形態とが氏族制度に先行したことを見いだした。結婚ならびに家族の第二形態に到達するには、特殊の経験が必要とし、またこの経験を氏族の創設によつて補足することを必要とした。この家族の第二形態は、未開人を包摂し、しかも彼らを力強く把握した驚嘆すべき結婚制度を自然的淘汰によつてより狭い限界内に収縮した最後の結果であった。未開人の決定的解放は、あまりにも異常なことであり、またありうべからざることである。したがって幾多の異なった時代にしかも遠く隔離した地域でこれがくり返して行われることはありえないように思われる。防衛と生存のために結合した血縁集団は、疑いもなく、人類の揺籃期から存在していた。しかし氏族はまったく異なつた親族集団である。それは親族の一部分を包容するが、他を排除するものである。それはこの一部分を共通の名の下に、そして共通の権利と特権をもつて、親族紐帯を基礎として組織した。氏族内の通婚は、親族関係を有しないものと結婚する利益を確保するために禁止された。これは有機的組織体のきわめて重要な原則であるとともに、また設定することのもつ

とも困難な原則であった。氏族は、自然のそして明白な概念ではなく、本質的には難解な概念であった。そしてそのようなものであるが故に、それが発生した時代においてはすぐれた英知の産物であったのである。氏族の觀念が実体に發展した後に、その使用を進展させて成熟の域に達成させるには長い期間が必要であった。ポリネシア人はこの半血族婚(プナルア)家族を有していたが、しかし氏族を發明することはできなかった。オーストラリア人は同一の家族形態を有し、また氏族をももっていた。氏族は半血族婚家族に発生し、そしてこれに到達した部族はいずれも、氏族がそれによって形成される諸要素を有していた。このことがさきに示唆した仮説の修正である。性を基礎において前代の組織の中に、氏族の萌芽が存在していた。氏族がその太古的形態において十分に發達したとき、それはこのようにして創設された種族の優れた力によって、広大な地域の上に伝播していったであろう。その伝播はその制定よりも容易に説明される。これらの考察は、それが関連のない地域にくり返し再現されることがありうべからざることを示すといつてよい。他方において、それは当時、地上に存在していたいかなる未開人よりも優秀な未開人の種族を創設する上に有利な効果があつたことは認められなければならない。未開生活の法則下において、移住が逃避であるか、あるいはより良き地域を求めての移動であつた時代に、このような種族は波状的に広がつて、ついに地球の表面の大部分をおおうにいたつたのであろう。この問題に關して現在確証されている主要なる事実の考察は、われわれが、氏族發生の根柢となつた半血族婚家族を生んだオーストラリアの諸階級までこれをさかのぼり、そしてこれらの諸階級を古代社会の本源的基础として考えるのでなければ、氏族組織の單一的起源の仮説に有利のように思われる。この場合、階級が形成されているところでは、あらゆるところに、氏族は潜在的に存在したのである」(ibid., pp. 377-379, 訳下卷一四四—一四六頁)。

周知のようにモルガンは血縁家族、ブナルア家族、および対偶婚ならびに家父長的家族といった家族諸形態の分類学を提示したのであるが、氏族制度はそうした家族の諸形態のうち人類の初期段階（モルガンのいわゆる野蛮時代および未開時代）において一般的であった集団婚に基づく家族の第一そして第二形態、すなわち一集団の中での兄弟姉妹の通婚にもとづく血縁家族、そこから実の（母方の）兄弟姉妹が排除されるブナルア家族、これらを基礎としながら、その内部において通婚が禁止される親族集団として形成されていたとモルガンはいうのである。これらの集団婚の諸形態に対して、いわゆる家父長制家族はその基本的性格において決定的に異なっている。そうした家父長制的家族の典型とされるのがヘブライとギリシア、ローマである。まずヘブライの家父長制家族についてモルガンは次のように述べている。

「〔セム部族の家父長制家族は〕未開時代の後期に属し、文明時代の開始後もある期間存続した。酋長は少なくとも一夫多妻で生活したが、これは家父長制の重要な原則ではなかった。土地を所有し、羊、牛を飼育するために、奴隷および自由人を包含する多数の人々を、家長権のもとに、一家族に組織することが、この家族の本質的特徴であった。奴隷とされている者や僕婢として雇われている者は結婚関係で生活し、そして家長をかれらの酋長として、家父長制家族を形成した。その成員ならびにその財産に対する権力が重要な事実であった。家父長制家族に本来制度の属性を刻印したのは、一夫多妻制よりもむしろ、以前には知られていなかった隷属的ならびに従属的関係にある団体であった。この家族を創設したセム人種の社会の大運動にあつては、集団に対する家父長権そしてそれとともに人々の高度の個性が追求されるべき対象であつた」(ibid., pp. 465-466, 訳下巻一七〇頁)。

ヘブライの家父長制家族はたんなる一夫多妻制という婚姻組織というよりは、むしろ土地や家畜飼育のための財産や奴隷を一人の家父長のもとに服属させるところにその本来の目的があるというのである。そうした組織原理をさらに徹底的に発展させたのがローマの家族であった。

「同一の動機が、まさしく、家父長権 (*patria potestas*) の下にあるローマの家族を発生させた。そして家父長は彼の子供および子孫に対してのみならず、その核心を構成し、またその名を供与する奴隷ならびに僕奴に対して生殺与奪の権利を有し、またこれらの者がつくり出した一切の財産に対する絶対的所有権を有したのである。一夫多妻をともなわないが、パテル・ファミリアス (*pater familias*) は家父長であり、彼の支配下にあるローマ家族は家父長制であった。ギリシア部族の古代家族もその程度において多少劣るけれども、同一の特徴をもっていた。これは、人々の個人性が、従来その中に没し去っていた氏族の上に出で、独立の生活と個人的活動のさらに広い分野を熱望した人類進歩上の特殊な時期を示すものである。その一般的影響は、この追求された目的の実現に欠くべからざるものである。一夫一婦制家族の確立に強力に寄与したのであった。従来知られていたいづれの形態ともほとんど類似しない家父長制家族のこれらの注目すべき諸特徴は、これに犯すべからざる地位を与えた。しかし、ヘブライ人およびローマ人の形態は人類の経験においては例外的なものであった。血縁家族およびブナルア家族においては、家父長の權威は不可能でもあり、また知られてもいなかった。対偶婚家族のもとに、それは微弱な勢力として現れはじめたのである。しかしその発達は、家族がますます個別化されるにしたがって着々と進み、そして子供の父性を確保する一夫一婦制のもとに完全に確立されたのである。ローマ型の家父長制家族においては、家父長の權威は、理性の限界を超えて、極端な支配へと進んだのである (*ibid.*, pp. 466-467, 訳下巻二七一頁)。

モルガンによれば、極端な家父長の支配に行き着くようなローマの家父長制的家族の形態はむしろ人類史においては例外的な存在であった。ラテン語において家族を意味する *family* はもともと奴隷に由来するとモルガンは推測している。

「ファミリイ」という語は、*famulus* すなわち僕婢と同一の要素を含むファミリアから出たのであるが、そのファミルスはオスカン語のファメル (*famel*)、すなわち奴隷 (*servus*) から出たと推測される。その原義においては、ファミリイという語は、結婚した夫婦または彼らの子供とはなんらの関係を有せず、家族の維持のために働き、そして家長 (*pater familias*) の権力の下にあった奴隷や僕婢の団体と関連したのであった。ある種の遺言上の処分においてファミリア (*familia*) の語は世襲財産 (*patrimonium*)、つまり相続人に承継された遺産と同義で用いられている。それは、組織の首長が妻と子供ならびに奴隷の一人を父権の下に従えるような新しい組織を定義するためにラテン社会に導入されたのである」(*ibid.*, p. 469-470, 訳二七六—二七七頁)。

まさにその意味においては、家父長的な家族、とくにそのラテン的形態やヘブライ的形態を家族の典型的な形態として捉えて、しかもそれを人類社会の始原における典型的な組織原理とするのは二重の意味で誤っているとモルガンはいうのである。そのような家父長の権威の強化の基礎にあったものはいうまでもなく私有財産の形成であった。

「血縁家族およびプナルア家族の二つの家族形態においては、父権はありえなかった。氏族がプナルア集団のまったく中に出現したとき、それは、数人の姉妹達を、その子供達や女系の子孫とともに氏族内に、永久に結合した。氏

族はその創設した社会組織における構成単位となった。かかる事態から、対偶婚家族が徐々に発展し、父権の萌芽がそれにもなった。この権力は当初は微弱なしかも動揺したものであったが、やがて発達を開始し、そして、新しい家族が漸次一夫一婦制の特徴を帯びるにつれ、社会の上昇的進歩とともに、着々と増大していった。財産が多量につくり出されはじめ、それを子供に継承せしめんとする欲望が女系から男系へと出自を変化させたときに、父権の眞の基礎がはじめて確立されたのである」(ibid, p. 470, 訳177頁)。

対偶婚家族が発展して家族が個別化されるとともに次第に父権は伸張していき、相続されるべき多量の財産の形成が母系原理から父系原理への転換をもたらしたのであった。しかしながら財産の形成による父権への確立、そして父系原理に基づく一夫一婦制ないし家父長制的家族による財産の継承は、それまでの血縁的・民族的な社会編成からの転換をともしなうことになるであろう。「古代社会」第二篇で「政治形態觀念の発達」を論じた後に第三篇「家族觀念の発達」と第四篇「財産觀念の発達」を論ずるといふ篇別編成の関係で、家父長制的家族と財産の形成と、民族的な血縁紐帯による編成から地域を基礎とする「政治的」編成への転換とがどうかかわるのかについては必ずしも明確に論じられているわけではないが、モルガンにおいてこの二つが密接に関連するものとして捉えられていたことは容易に推測することができるだろう。モルガンが残したこの論点について明確な結論を書き加えたのがフリードリヒ・エンゲルスの『家族、私有財産および国家の起源』であった。エンゲルスはモルガンの議論をほぼそのままなぞるかたちで氏族制度と家族との相違について次のように論じている。

「グロートだけではなく、ニーブールもモムゼン、その他すべての従来 of 古典古代史家たちも、氏族の問題でつま

ずいている。彼らは、氏族の特徴の多くをいかに正しく描き出したにせよ、いつも氏族を家族の集団であるとみなし、そのために氏族の本性と起源をみずから理解できなくしていた。氏族制度の下では、家族はけつして組織単位ではなかったし、またそうなることはできなかった。というのは夫と妻は必然的に二つの相異なる氏族に属していたからである」(Friedrich Engels, *Der Ursprung der Familie des Privateigentums und des Staats*, *Marx-Engels Werke*, Bd. 21, Berlin 1979, S. 99-100, 戸原四郎訳『家族・私有財産・国家の起源』岩波文庫、一九六五年、一三三頁)。

財産の蓄積と母系から父系への継承原理の転換をもたらしたのは、エンゲルスの場合にもモルガンと同様、さしあたり家畜の馴致と蓄群の飼育であるが、その背後には男女の社会的分業が存在していた。

「いまや蓄群やその他の新しい富とともに、家族の上に一つの革命がやってきた。生業はいつも男性の仕事であったし、生業のための手段は彼によって生産され、彼の財産であった。蓄群は新しい生業の手段であり、さしあたりはその馴致が、後にはその見張りが彼の仕事であった。したがって、家畜は彼のものであり、家畜と交換に得られた商品や奴隷も彼のものであった。いまや生業がもたらす剰余はすべて男性の手に帰した。女性もその享受にはあずかったが、その所有にあずかることはなかった。『粗暴』な戦士・獵人は、家庭では女性に次ぐ第二の地位に満足していたが、『より柔和』な牧人は、自分の富をたのんで第一に地位にのし上がり、女性を第二の地位に押しつけた。しかも、彼女は不平を言うわけにはゆかなかった。家族内での分業が男女間の財産分配を規制していた。その分業は以前のままであったが、それでもこれは、いまや従来の家庭の関係を逆転させた。それはひとえに、家族の外部での分業が異なったものになったからである。女性に対して以前に家庭でのその支配を保証していた原因、すなわち女性が家

事労働に局限されていたというこの同じ原因が、いまでは家庭での男性の支配を保証した。すなわち、女性の家事労働は、いまでは男性の生業労働のまゑに影をひそめた。後者がすべてであつて、前者は取るに足らない添え物であつた。ここにすでに示されているのは、女性の解放、男女の平等は、女性が社会的な生産的労働から排除されていて、家事の私的労働に局限されたままである限り、不可能事であり、今後ともそうであろうことである」(ebenda, S. 157-158, 訳114頁)。

分業にともなう生産の進展とその結果としての財産の形成は母権から父権への転換をもたらすことになる。それは「女性の世界的敗北」でもあつた。⁽⁴⁾かくして私有財産の形成から父権の確立とともに、そうした財産と秩序をまゐる政治組織としての国家が成立することになる。

「このようにしてわれわれは、英雄時代のギリシアの制度のうちに、古い氏族組織がまだ生き生きとした力をもっているのを見るが、しかしまた、すでにその崩壊の端緒をも見るのである。すなわち、父権制と子への財産の相続、これによつて家族内での富の蓄積が支援されて、家族が氏族に対する一個の力となつたこと。富の差が、世襲の貴族および王位の最初の萌芽を形成することによつて、その制度に反作用をおよぼしたこと。奴隷制が、さしあたりはまだ単に捕虜を用いた奴隷制にすぎなかったのに、すでに自己の部族員やさらには自己の氏族員をさえ奴隷化する展望をひらきつつあつたこと。昔の部族と部族との戦争がすでに変質して、家畜・奴隷・財宝を獲得するための陸上や海上での組織的な略奪に、正規の営利源泉になりつつあつたこと。要するに、富が最高の善として賛美され尊敬されて、古い氏族秩序が富の暴力的な略奪を正当化するために乱用されたこと、これである。だが、一つだけまだ欠けている

ものがある。個々人が新たに獲得した富を、氏族秩序の共產制的伝統から守るばかりではなく、また以前にはあれほど軽視されていた私有財産を神聖視し、この神聖化をあらゆる人間共同体の最高目的だと宣言したばかりでなく、あいついで発展してくる財産獲得の新しい諸形態、したがって不断に加速される富の増殖の新しい諸形態に、全社会的承認の刻印をおした一つの制度、はじまりつつあった社会の諸階級への分裂を永遠化したばかりでなく、有産階級が無産階級を搾取する権利や、前者の後者に対する支配を永遠化した一つの制度が欠けていたのである。／そして、この制度は出現した。国家が発明されたのである」(ebenda, S. 105-106; 訳一四二—一四三頁)。

かくして母権から父権への転換と私有財産の形成にともない、それまでの氏族的な社会組織とは質的に性格を異にした支配の機構としての国家は成立することになったとエンゲルスはいうのである。新たに形成される政治的支配の機構としての国家がそれまでの血縁的な紐帯を基礎とする氏族的な社会編成とは決定的に異なるというこの第二の論点について、モルガンもまた次のように強調していた。

「氏族の上に政治的社会あるいは国家を基礎づけることは不可能である。国家は人ではなく、領土に、また社会制度の単位である氏族にではなく政治制度の単位としての市区に基礎を置かねばならない。そして制度のこのような根本的な変革の準備としては、時と莫大な経験——それはアメリカ・インディアン部族の経験以上のものである——を要した。そしてまた文明国民がその下に生活しつつある政治組織の新しい計画を工夫し、そして徐々に採用するには、ギリシア人やローマ人のごとき精神能力を有し、そして祖先の長い連鎖から受け継いだ経験を有する人間を要求したのであった」(Morgan, *ibid.*, p. 121; 訳一六九頁)。

政治的でないし国家の編成原理はそれまでの民族的な編成とは決定的に異なっている。まさに人類史上はじめてこの転換を遂行したもののこそ、ギリシア人とそしてローマ人なのであった。モルガンはギリシアおよびローマの都市国家における民族的編成から地域編成へと決定的な転換について『古代社会』第二篇第一〇章および第三章で分析している。いいかえれば、そうした国家とはまったく異なる社会的組織のあり方、国家を形成する以前のわれわれの社会的組織の原理のあり方を示すものこそが、イロクォイ族の民族的な連合体であったのである。

「一人ではなく、しかも平等の権力を有する二人の最高軍事酋長を創設したことは、彼らの軍事においてまでも単なる一個人の支配を防止しようとする精妙なそして周到な政策を証している。彼らはローマ人がレクスの公職を廃止した後、一人ではなく二人の執政官 (consul) を創設した祭になしたとまったく同じことを経験もなく行ったのである。二人の執政官は彼らの間に軍事権力の平衡を保った。そしてどちらかが優越することを防止した。イロクォイ部族の間では、この公職は勢力を有するようには決してならなかった」(ibid., p. 147-148. 訳110-1頁)。

権力を二人の人間に分有させて権力の濫用を防止するという方策は古代ローマの執政官などにもみられるところであるが、おそらく国家的な機関としての性格を最も強く帯びるはずの最高軍事指導者の職にそうした方策を用いたところに、イロクォイ族の組織の基本的性格が現れている。彼らにあつては政治機構とその公職はけつして自立した権力として一人歩きすることはなかったとモルガンはいうのである。その基礎にはいうまでもなく氏族組織を基礎とした社会編成がある。

「われわれの本来的な制度は、氏族、胞族および部族が有機的系列をなし、酋長会議が政治機構であったところの前氏族社会に根を下ろしている。彼らの古代社会の現象はイロクオイ部族および他のインディアン部族のそれと共通する多くの点を示したに違いない。問題についてのかかる観察は、人類の制度の比較考察に一層の興味を加えるのである。／イロクオイ連合体は、この組織形態の下における氏族社会のすぐれた例証である。それは未開の下層状態における氏族制度のあらゆる可能性を実現しているように思われる。そしてそれはさらに一層の発展への機会を残している。がしかし領土と財産の上に基礎付けられた政治的社会制度——その確立とともに氏族社会は転覆される——にいたるまでのその後の政治組織の計画はなかったようである。この中間的段階は過渡的であり、篡奪のうえに基礎づけられる専制政 (pyrany) が一時それに代わって樹立された場合を除いては、軍事的民主制が最後まで残っていた。イロクオイ部族の連合体は本質的に民主制である。なんとなれば、それは各々が最高の形式ではないがしかし原始的な形式の民主制の共通の原則に基づいて組織された氏族から構成されたからであり、また部族が地方自治の権利を保留したからである。彼らはたとえばデラウェア部族のごとく、他の部族を征服し、これらを服従させていた。しかし後者は依然として彼ら自身の酋長の支配下にとどまっており、連合体の勢力になにもものをも付加しなかった。かかる社会状態においては、異なった言語を用いる部族をひとつの政治組織の下に結合するとか、あるいは被征服部族に貢納義務を課することは——貢納を除いてなんらの利益をもたない——不可能であった」(ibid., p. 148-149, 上巻、二〇二頁)。

イロクオイ族の政治組織を「国家」の存在を知らない社会の組織——したがって階級なき社会の組織——の原型を示すものとして高く評価するエンゲルス『家族・私有財産・国家の起源』の議論はこうしたモルガンの議論の延長に

ある。

「そして、その無邪気さと単純さにもかかわらず、なんと驚くべき制度であろう、この氏族制度は！ 兵隊も憲兵も警察官もなく、貴族も国王も総督も知事も裁判官もなく、監獄もなく訴訟もなく、それでいて万事が規則正しく行われる。すべての不和や争いは、それに関係するものの全体、つまり氏族か部族かによって、または箇々の氏族相互の間で、決定される——ただ極端な、まれに用いられる手段として、血の復讐の脅威があるだけである。今日の死刑もまた、この文明形態にすぎず、文明のあらゆる長所と短所にとりつかれている。共同の事項はいまよりもはるかに多い——世帯は一連の家族の共同で、共産制であり、土地は部族所有であり、わずかに小園圃だけがさしあたり世帯に割り当てられている——にもかかわらず、現代の広汎で複雑な行政機構の形跡さえ必要とされない。決定は当事者たちがするのである。そして大部分の場合、数世紀にわたる慣習がすでに万事を規制していた。貧乏人や困窮者はいない——共産制的世帯と氏族は、老人や病人や戦争不具者に対する義務をわきまえている。万人が平等であり自由である——女もまたそうである。奴隷はまだ存在する余地がなく、他部族の抑圧もまだ原則として存在する余地がない。イロクォイ族は、一六五一年ごろにエリー族と『中立部族』を征服したとき、かれらに対して同権者として連合体に加入するように提議した。敗北者は、これを拒否したときはじめて、その領域から追い立てられた。そして、このような社会がどのような男女を生み出すかは、墮落していないインディアンに接したすべての白人が、この未開人の人格的威厳、率直さ、性格の強さ、勇敢さに驚嘆していることが、これを証明している」(Engels, S. 95-96, 訳一二七—一二八頁)。

以上のように、血縁的な編成原理としての氏族と家族、とりわけ父権に基づく家父長制的家族あるいは一夫一婦制家族との相違ないしは対立、そして血縁的な編成原理に基づく氏族の連合体から地域的な支配としての政治社会あるいは「国家」への転換、これこそが国家起源論をめぐるモルガン・エンゲルスの論点であったのである。そうした観点からみるならば、ブライジツヒによるモルガンの受容はまさにそうした決定的争点を回避するかたちで行われているということがいえるであろう。

すでに見たようにブライジツヒにあつては、本格的な国家的共同体の成立以前の、血縁的・氏族組織も国家としての条件をみたしている——だからこそ両者の関係は流動的である——というかたちで、民族的な社会編成も「家族類似の国家」というかたちで国家概念の内に包摂されることになった。家族および氏族の相違を明確に区別することなく、血縁的・家族的な社会編成というかたちで連続的なかたちでそれらを位置づけること、さらにそれらの「家族的」な社会編成原理といわゆる「国家」との編成原理の相違をこれまた明確に区別することなく、家族的な編成から国家への移行を編成原理の質的転換なしに連続して捉えること、ここにブライジツヒによるモルガン解釈の特徴はあつたのである。いいかえれば、ブライジツヒはそのような解釈をつうじてモルガン・エンゲルスの国家起源論のうちに潜んでいる毒を解毒し——そこに含まれていた国家そのものの自明性を問い直す本質的な問いを回避することによって、国家学の問題圏内にそれを取り入れることができたのであつた。すでに述べたようにウェーバーはブライジツヒのこの論文について方法論文「文化科学の論理学の領域における批判的研究」で言及しているのであるが、家族、氏族と国家との関連といった実質的な内容についても『経済と社会』大戦前草稿で言及している。だがそこに入る前に、モルガンの議論との関連でブライジツヒが指摘していた今一つの論点について検討しておかなければならない。

4 男性同盟と母権制——ハインリヒ・シュルツ

『年齢階梯制と男性同盟』

前節でみてきたように、氏族制から国家の成立を一つの断絶として捉えるモルガン・エンゲルス説の基礎には、家族と氏族の区別、私有財産の形成と家父長制的家族の成立にともなう母系から父系への相統原理の決定的転回という論点があった。したがってブライジツヒがモルガンの人類学的所見を受容しながらもそれを「去勢」して、むしろ血縁・家族的な社会編成と政治的国家とを連続的に捉えることができるためには、モルガン——そしてエンゲルスが利用しているバハオーフェンの——いわゆる「母権制」の問題と対決せねばならなかった。母権制論に対する反論としてブライジツヒが依拠していたのがハインリヒ・シュルツの『年齢階梯制と男性同盟』である。

「シュルツは民族学的な、個々の点で綿密に裏付けられ、しかもその心理（*Seelenkunde*）についてのしつかりした証言に裏付けられた最古の社会についての理論を提示している。彼がそこで明らかにしたことは、氏族制度とくに近親相姦「同族交配」の禁止の制度は、それに先行する集団混合婚から説明するよりも、二つの独立ないし分離した集団が合体結合することによって成立したと理解した方がはるかによく説明できるということである（原注1）。この論点と、この論点に基づく氏族制度の説明から、婚姻と個別家族の集団混合婚からの成立というモルガンの理論に対する社会科学的、社会史的に非常に重要な反論が与えられることになった。このモルガンの理論からエンゲルスやその他のマルクス主義者たちはあまりに性急な一般的結論を引き出したのだが、シュルツのこの議論によって彼らの論

扱は大きく揺らぐことになり、彼らがそこから立ち直ることは難しいだろう。というのも、母系相続、つまり家族ならびに相続権の意味における母権の存在という主張がそれによって損なわれることはないとしても、そうした母権の存在に人が結びつけて語るところの女性の一般的同権だとか、さらには女性の支配だとかいった吃驚仰天するような主張は、もはやなんらかの公的・法的な結論としての意味をもたなくなるからである」(Bryce, S. 524)。

すでに述べたようにブライジツヒはトリンキット族の氏族制度の構成から、二つの異なる氏族集団の結合による婚姻規制に基づく氏族編成の成立と、それに基づく「家族類似の国家」の成立を推測したのであるが、氏族の成立についてのシュルツの議論はそれに対する論拠を与えてくれている、というのである。しかしながらシュルツ自身は必ずしもブライジツヒのいうように氏族とその婚姻規制の成立を二つの異なる氏族集団の連合に限定しているわけではない。『年齢階梯制と男性同盟』の中でシュルツは次のように述べている。⁵⁾

「こんにちなお原始的な民族でみるような小さな家族の群れからどのようにして氏族 (Stipe) が成長してきたと考えるべきなのか、これについてさしあたりははっきりと確定することはできない。まず第一に、氏族が通常ひとつの群れから分割によって成立したのか、それとも少なくとも二つのものとも別の群れの結合によってできたのかという問題を解くことはほとんどできないだろう。第一の場合には近親結婚 (Inzucht) の恐れがその原動力であるだろうし、第二の場合には、さしあたりは敵対的であった群れの若い男子が社交衝動の強制の下で結びついて、婚姻禁止をとともなう氏族を設立したのだと推測することができよう。いずれの可能性もそれなりの根拠をもっている。分割説については、メラネシアの一部では氏族は *wave* (分割) という名称をもっているという事実がこれを支持するだろう。

またどこでももとただ二つの氏族しか存在せず、それが後になってさらに分裂していったように見えるということとは、複数の異なる群れが集合したというよりも、一つの家族の集団が内部分裂したという推測の方を支持するだろう。他方ではしかしながら男性同盟の支配は、その影響で社交衝動が氏族の成立に圧倒的な影響力をもったのであり、異なる群れの男子が一つのカルテルに結集したのだという説を支持することになる。現存する資料はいまのところこの問題に十分確実な解答を与えるには不十分である。氏族の設立はさまざまな異なる方法で行われたのかもしれないし、だがいたるところで個々の互いに対立する影響力が結局のところこの社会形態のうちに調停を見いだしたということもありうることなのである」(Heinrich Schurz, *Altersklassen und Männerbünde*, Berlin 1902, S. 77-78)。

氏族の成立の経緯には二つの集団の結合と、一つの集団が婚姻規制によって内部分裂して成立するという二つの可能性があり、いずれをとるべきかはさしあたり確定できないとシュルツはいうのである。だが全体としてみるならばシュルツの立場は複数の集団の結合という見方に傾いているということはいえるであろう。そしてその場合に氏族とその編成に決定的な役割を演ずるものこそ、「男性同盟」なのであった。

「氏族とは血縁者の集団であり、他の一つないし複数の同様の血縁集団と結びついて、相互に婚姻が行われるのである。氏族の若い男性は社交衝動の影響の下で多かれ少なかれ緊密に団結した同盟を形成して、結婚した男子もほとんどの場合には彼らの妻や子供よりもこの同盟の方に密接な関係におかれるのである。したがってそれゆえに妻は夫の氏族に入るのではなく、依然と同様そのもとの氏族に属して、子供もその氏族が引き受けることになる。いうところの母権なるものはすなわち男子の同盟への結集が必然的にもたらすところの家庭生活の萎縮の結果なのであ

る」(ebenda, S. 78)。

シユルツによれば女性がより性愛や親子の愛情というより自然的な社会の基礎の担い手であるのに対して、男性はそうした自然的基礎からより自由な社会的・社交的関係の担い手である。そうした男性の社交衝動によって形成される男性同盟こそが狭い家族集団をこえた社会的結合としての氏族を創り出したのであった。過去に存在した母権制の証拠として評価される家庭生活における女性の優位という現象も、男性同盟の組織によってつくりだされた結果にすぎないというのである。かくして母権とその基礎としての集団婚の存在は否定されることになる。

「乱婚の残滓や痕跡といわれるところは、性的に成熟しているがまだ結婚していない者の自由恋愛の証拠以上のものではない。そうした自由恋愛は組織された男性同盟の影響の下でより年長の世代の確固とした結婚とならんで成立するのが常なのである。だが結婚自体はその起源をおよそ人間社会の存在するかぎりの過去にまで遡るのである。母権的氏族はこれに対して家族生活と社交の要求との間の妥協、同時にまた、近親結婚とそして無制約の交配とをともに防ぐための手段として把握すべきである。いわばこの意味において性の分離の内に暗示されていた発展法則を意識的に推し進めたものだということができるだろう」(ebenda, S. V)。

そのような意味において男性同盟は原始的な諸民族における民族的な社会編成の組織者であったのであるが、それは同時にまた国家形成の起点でもあった。

「あらゆる高度の国家的結合は男子集会所に結集した氏族の戦士たちから出発したのであり、彼ら戦士たちは他の氏族の戦士たちと一種のカルテル契約を結び、さしあたりは十分に大きな村落連合を形成するのである」(ebenda, S. 283)。

すでに述べたように婚姻規制に基づく血縁的・氏族的な社会編成はブライジツヒのいう「家族類似の国家」の——モルガンⅡエンゲルスによれば「国家なき社会」の——基礎であったのであるが、そうした氏族的編成を創りだす起点となったものこそ、戦士の結社としての男性同盟であったとシュルツはいうのである。「男子集会所」にはじまる戦士の組織を重視するシュルツのこうした議論を、ブライジツヒは国家形成の契機を異民族の征服にもとめるいわゆる征服民族説に近いものとして理解しているように思われる。現に本節冒頭のブライジツヒの引用の註記で参照指示されている『文化の原始史』でシュルツはこう述べていた。

「上層階層が一部はある部族の内部で形成され、一部は二つの民族の衝突する際に成立するのと同じように、下層の不自由民の階級も同じ二重のやり方で沈殿してくるのである。ただおそらくどこでも第二の可能性の方が先行し、それが第一の可能性に刺激を与えることによって、自分の部族の仲間でさえも私的な所有物の一部に貶めて戦争捕虜と同じように扱うようになるのであろう」(Heinrich Schurtz, *Urgeschichte der Kultur*, Leipzig / Wien 1900, S. 153)。⁽⁹⁾

婚姻規制に基づく氏族の形成の場合と同様に、支配階層と被支配階層の分化が一部族の内部的な分化によるか、それとも二つの民族の邂逅とおそらくは一方の他方による征服にもとづくものであるかは、必ずしも確定的なことは言

えないが、戦士たちの組織にともなう戦争と征服がおそらくは最初の契機となってそうした階層分化は発生する、とシュルツはいうのである。二つの民族の間の闘争と征服を国家発展の起源とするという征服国家起源説をより一般的なかたちで提唱したのがオーストリアのルードヴィヒ・グンプロヴィッツであった。

「どこでも、異なる二つの人種 (Rasse) の接触によって国家は成立するのをわれわれは見る。さらに、国家の生命にあらたな衝動を与えるところの中間身分が成立するためには、再び外的な、大部分は外から流入した分子の混入を必要とする」 (Ludwig Gumplowicz, *Der Rassenkampf*, 2. Aufl., 1901, Anhang: A Rasse und Staat, S. 373)。

グンプロヴィッツの場合には、国家形成の前提となる部族や民族などの——多かれ少なかれ血縁的な紐帯に基づく——人間集団は「人種」として捉えられている。人間集団の間の精神的・道徳的な素質の相違とその基礎はいわば自然的な所与として与えられている。もちろん厳密な自然科学的な観点からは一つの仮説としてしか説明することはできないとグンプロヴィッツはいうのであるが (ebenda, S. 376-377)、そのような意味における「人種」の対立と闘争こそが人類の歴史と文化発展の原動力なのであった。「人種間の」最初の闘争は弱い人種の最初の敗北、より強い人間種族の最初の勝利をもつて終了する。弱いものが屈服し強いものが支配する。この最初の支配をもつて国家は始まり、最初の民族 (Nation) が生成するのである」 (ebenda, S. 381)。

人種の闘争と淘汰の結果として国家は成立する。おそらくはこのような、いわばニーチェの俗流的理解としての征服民族説あるいは征服国家説を一方では念頭におきながら——そしてそれらをシュルツの議論と重ね合わせながら——ブライジツヒは次のように述べている。

「しかし国家の成立に関する限り、シュルツはこの経過については、たんなるファンタジーであると述べるだけで、何の証拠も提出していない、少なくともトリンキットとイロクォイについて彼に与えられているような決定的なそれを提出していないし、およそそれを家族の国家への移行の問題と関連づけて提出していないのである。／だが他の一般的な関連ではシュルツはこの問題に触れている。すなわち男性的な自己主張と行動力が国家の固有の推進力であり、他方女性的献身が家族感覚のそれであるという一般心理学的観念を提示することによってである。わけでもこうした考えの論拠としてシュルツが挙げるのが男性同盟、若者結社の存在である。そこに彼は国家団体の成立の源泉を見いだすのである。／この見解はたしかに魅力的ではある。ニーチェ——シュルツは彼に対して、その書の序言で、おそらく間接的なあやまった知識の影響で、不当に批判しているのであるが——おそらくニーチェならこうした説明を喜ばしく思うことだろう。そうした説明はなるほど多くの初期の国家にも当てはまるかもしれないが、だが国家の成長のより豊かな段階にこそよく当てはまるのである。だが国家制度の起源についていえばこの理論には大変疑念がもたれる。／というのもそうした議論に対しては、まさにこれまでに何度か営まれてきたところの、二つの氏族が合同してはじめて純然たる国家的団体が形成されるという基本的経緯が持ち出されることになるからである。／つまり根本的には、二つの氏族団体を包括する新たな国家秩序は、ただ娘の交換のためという性衝動から生まれたものであり——他の可能性として近親交配とその害悪を意識的に避けるということがあげられるが、これが若い民族の行動としては理解しうることだと私には思われるのである」(Brysig, *Die Entstehung des Staates*, S. 524-525)。

国家形成に関してシュルツは直接に具体的な議論や論証を行っているわけではないけれども、男性同盟の組織を国家形成の起点とするシュルツの議論は、いわゆる征服国家起源説やニーチェの議論と通ずるところがある。シュルツ

自身はニーチェに対する誤解からニーチェに対しては批判的ではあるけれども、ニーチェならそうしたシュルツの議論を大いに支持することだろうとブライジツヒはいうのである。ニーチェに対する誤解に基づく批判とここでブライジツヒが述べているのは『文化の原始史』の序文の次のような議論である。シュルツは、社会の構成員全員を包括する共感の拡大についてこう論じている。

「そして人間がますます広い仲間に参加することによって、かれはたとえば弱く拘束される存在になるのではなく、より強く自由になるのである。というのめかれはいまやそれだけ容易に自らの自我の盲目的な衝動に対して支配者として立ち向かうことができるからである。まさにほかでもないここにこそ、数千の人間の本質をその個々の人格において生き生きとしたものならしめる、だがそれによって人格を破壊するのではなく、というこの驚くべき能力のうちにこそ、真の超人へいたる道があるのであり、ニーチェの病んだ精神が発展の最高の目標と考えたような原始的な支配本能の野放図な成長のうちにあるではない」(Schurtz, *Urgeschichte*, S. 19)。

ただし——こうした批判がニーチェに対する批判として妥当であるかは別として——シュルツがニーチェに対しては一貫して批判的な立場をとっているというのはあたっていない。『年齢階梯制と男性同盟』においてシュルツは、一方では批判的な観点からニーチェの人間蔑視をトルストイと対照させながら (Schurtz, *Altersklassen* S. 51, Anm. 1) 他方では男性と女性との愛情の相違——これが男性の社交衝動とも関連してくるのだが——についてニーチェの『悦ばしき知識』での特徴づけを好意的に引用している (ebenda, S. 45, S. 51, Anm. 3)。

「女性は自分を放棄し、男性はこれをわが身に取り入れる——思うにこの自然的対立は、いかなる社会契約をもつてしても、正義を求める最善の意志をもつてしてさえも克服することはできないだろう。こうした対立の冷酷さ、恐ろしさ、謎めいたところ、非道德的なものをわれわれがいつも目の当たりにすることのないということがどんなに望ましいことだとしても」(『悦ばしき知識』三六三、筑摩文庫、四二〇頁)。

その意味においては、家族的な紐帯を超える社会形成の担い手は男性であり、男性同盟の組織はそうした国家形成の出発点であつたという議論はニーチェのそれと通ずるものがある、とシュルツ自身が考えていたということができらうであろう。ともあれそうしたシュルツの男性同盟を出発点とする国家形成論に対して、ブライジツヒはそれを一面では高く評価しながらも、国家のまさに始原における形成過程は戦士の組織と征服によるというよりも、むしろ氏族間の婚姻規制にもとづく秩序形成のうちにみるべきだといふのである。つまりまさにモルガンやエンゲルスが階級支配のための国家とは性質を異にする社会制度として提示したところの、婚姻規制に基づいて形成された民族的な社会編成とそれに基づく部族の連合体こそが、国家制度の一つの始原であると考えられるのであつて、シュルツのいう戦士としての男性同盟の組織や、あるいはグンプロヴィッツのような征服国家説はそうした萌芽的な国家的制度の特質を見落としてしまふといふのである。ここでもまたブライジツヒは氏族の血縁的な紐帯そのものがすでに政治的な機能を担う萌芽的な国家的制度であるという観点に立つて、そうした氏族および家族・国家の連続性の観点からいわばモルガン説とシュルツの男性同盟説とを折衷統合することができたといふことができるであらう。

それではウェーバーは母権制と男性同盟、あるいは家族・氏族と国家の形成をめぐるこれらの論点に対してどのような態度をとっていたのであらうか。『経済と社会』大戦前草稿の共同体諸章を中心にこの点を検討することにしよう。

5 ウェーバーにおける家共同体と氏族、国家

(1) 家共同体と氏族

ウェーバーは『経済と社会』大戦前草稿の「家共同体」章で次のように述べている。

「家共同体は決して原初的なものではない。家共同体は、今日の意味における『家』(ハウス)を前提としないが、ある程度計画的な農産物獲得活動を前提としているのはたしかである。純然たる占取的食料獲得という条件の下では、それは存在しなかったようにみえる。しかし、技術的にすでに高度に発展している農業を基礎としているところでも、家共同体はしばしば第二的な形成体としてつくり出される。すなわち一方では氏族、近隣団体というより包括的な共同体により多くの権力を与え、他方では両親・子供・孫・兄弟姉妹の共同体との関係では個々人により多くの非拘束性を許容していた先行段階に対する第二次的形成体として家共同体は現れるのである」(Hausgemeinschaften, MWG, J/22-1, S. 117, 厚東洋輔訳「経済と社会集団」『世界の名著ウェーバー』中央公論社、一九七九年、五五七頁)。

ウェーバーにあつては関心の焦点は「家族」よりも「家共同体」におかれている。両親・子供・孫・兄弟姉妹といった多かれ少なかれ血縁的な基礎にもとづく集団を基礎としながらも、そうした血縁ないし親族関係の上に形成された経済的な共同体としての「家共同体」が彼の概念構成の中心なのである。家族や氏族、さらには宗教的その他の諸共同体との関係を、政治的・軍事的な組織や経済的な需要充足の組織編成とのあり方との関係において再構成すると

というのが『経済と社会』の中心的主題であった。後に述べることになるモルガン・エンゲルス説の批判的受容に示されるように、そこにはマルクス主義的な思想潮流の影響が見られることはいうまでもないとしても、社会的諸共同体と経済との関係を問うという問題それ自体はロツシャーに始まる歴史学派経済学の一貫した問題意識であったということができるだろう。

「家共同体は、どこでも一樣にすべてを包括するような存在ではない。しかしながら家共同体はやはり普遍的にもつとも行き渡っている『経済共同体』であり、非常に継続的で集約的な共同行為を包括している。家共同体は恭順(ビエテート)と権威の本源的な基礎であり、これが他の多くの人間共同体の基礎となっている。ここである『権威』とは1より強い者の、2より経験に富む者の権威、つまり男性の女性と子供に対する権威、戦闘および労働能力をもつ者のその能力を欠く者に対する権威、年長者の年少者に対する権威である。『恭順』とは権威をもつ者に対する服従者の恭順でもあり、また相互的な恭順でもある。かかる恭順は祖先崇拜というかたちで宗教的な関係に移行するし、家産官吏や従士、封臣というかたちでもとは家的な性格をもったこれら関係に移行していくのである」(ebenda, S. 118, 訳五五八頁)。

経済的な共同体としての「家共同体」はここでは——多くの場合には家父長的な——「権威」と「恭順」の源泉として、さまざまな共同体や支配関係の形成の起点として位置づけられている。それではこれに対して「氏族」はどうか。ウェーバーは「ゲマインデ」の基盤としての「近隣共同体」、そして「家共同体」における性的諸関係について論じた後に、「氏族」(Stippe)について次のように述べている。

「氏族は家共同体や近隣共同体がそうであるほど『始源的』な共同体ではない。氏族の示す共同行為は、通例、断続的であり、ゲゼルシャフト結合を欠いている。このことを端的に示す例として、たとえ関与者は互いに知り合うこともなく、いかなる活動的な行為も存在しなくとも、ある行為（性交渉）を思いとどまることさえあれば、氏族の共同行為が存在することになる、という事実が指摘されよう。『氏族』は、ある包括的共同体の内部において、自らと並立する他の氏族の存在を前提としている。氏族団体はあらゆる『誠実（Treue）』の本源の担い手である。朋友関係はもともと人為的な血盟による兄弟関係（Blutsbrüderschaften）である。したがって封臣も現代の将校も単なる下僚ではなくヘルの兄弟、『同志（Kameraden）』（これはもともと仲間であつた）なのである。その共同行為の内容からして氏族は性的領域においても、また対外的な連帯性においても家共同体と競合する存在であり、今日われわれのいう治安や風紀警察の代わりを務める保安共同体（Schutsgemeinschaft）であると同時に、分割や結婚によつて家から分かれた家所属員やその後裔の財産の継承を司る共同体でもある。したがって氏族は家外的な『相続』発展の場である。氏族は血の復讐の義務を通じて構成員の間に第三者に敵対する人的連帯感情を創り出し、場合によつては家の權威よりも強固な恭順義務を彼らのうちに創り出すのである」（ebenda, S. 128-129, 訳五六九頁）。

家共同体が家父長制的な「權威」と「恭順」の基礎であるとするならば、氏族は家外的な「誠実」義務や、兄弟的同志結合の本源的基础である。そうした家外的な連帯は、時として家の權威よりも強固となることがあるというのである。もとよりあらゆる社会関係は個々人の共同行為を通じてのみ存立しようとするならば、その意味において「氏族」を構成する人々の共同行為は継続性を欠いているし、「ゲゼルシャフト結合」、つまり目的合理的に制定された秩序に準拠した共同関係を形成していない。その限りに於いて氏族は家共同体や近隣共同体ほど「始源的」な存在では

ない。そのような意味における「氏族」とその構成員の共同行為は——たとえば当該集団の内部で婚姻規制が行われるためには通婚可能な別の集団の存在がなくてはならないように——他の氏族の存在を前提している。だから氏族というのは上位の包括的な共同体の内部の部分集団としてはじめて存立しようとウェーバーはいうのである。ここでの議論も、氏族の起源を一つの集団が内部的な婚姻規制によって分かれるとみるか、それとも二つの集団の邂逅とそこから発生した相互的な婚姻規制の体系とみるべきなのか、というモルガン以来の議論をふまえていることは容易に推測することができる。ウェーバーは続けて次のように述べている。

「確認しておかなければならないことは、氏族を一般的に拡大した家共同体あるいは分権化された家共同体であるとか、家共同体を上から支配して多くの家共同体を一つの統一体にするような社会形象であると理解してはならないということである。そう理解できる場合もあるが、通常はそうではない。というのも個々の場合において、氏族の範囲が家共同体と横断的に交差するか、それとも家仲間の全体を包括するかどうかは——後に説明するように——氏族の構造原理によるのであり、それによつて場合によつては父と子とが異なる氏族に属することにもなるのである。〔氏族〕共同体の作用は仲間の間での婚姻の禁止（外婚制）に限定されていることもありうるし、その目的のために共通の識別表徴と、そのような表徴とされる自然物（多くの場合は動物）の子孫であるという信仰が成立する。そうした自然物を食べることは禁じられているのが普通である（トーテミズム）。さらに相互の闘争の禁止と（事情によつては特定のより近い親族のものに限られるが）血讐の義務や血讐の責任などがそれにつけ加わる。さらにそれを前提として、殺害がなされた場合には共同してフェーデを要求すること、人命金（Wehrgeld）による贖罪の受け取りや支払いに關与する氏族の権利と義務が出てくる。人間の復讐と同様に、氏族は訴訟に際して宣誓補助者を立てるので

あるから、神々の復讐に対しても連帯して責任を負うのである。氏族はこのような仕方では、個々人の安全と法の妥当のための保障なのである」(ebenda, S. 129-130, 訳五七〇頁)。

ここでウェーバーは、氏族を家共同体の拡大ないしは分化したものとして捉え、両者の間を連続させるとい——ドイツ国家学においてしばしば見られる通俗的な——把握に対して、両者の組織的・質的な相違を強調したモルガンの議論を継承しているということが出来るだろう。かくして婚姻禁止によって構成された氏族の内部においては相互の闘争は禁止されるとともに、他方では氏族相互間で紛争やそして殺人などが生じた場合には、氏族の構成員は自らの氏族のために相手方に復讐する義務を負うことになる。これがいわゆる「血讐義務」である。氏族はこのような相互の権利と義務の体系を通じて一つの「法」秩序を形成しているのである。

「強制によって保障された『法』という社会学的概念の一つの重要な限界的事例をなしているのは、近代的な政治的共同体(および同様に自己の『法』を適用している宗教的共同体)で通常みられるのとは異なり、法の保障者が『裁判官』あるいはその他の『機関』——つまり原則として主観的権利の主張者と『個人的』関係をもたない、『非党派』で個人的に『利害関係をもたない』第三者——という性格をもたずに、むしろ反対に特定の緊密な人的関係を通じて権利主張者と結びついている仲間、つまり例えば彼の『氏族』以外には、強制手段を提供するものがない、というような場合、いいかえれば、近代国際法における『戦争』のように、利害関係者や彼の氏族の『復讐』や『私闘』が主観的権利の強制的な主張の唯一または通常の形式であるような場合である」(Die Wirtschaft und die gesellschaftlichen Ordnungen, WG, S. 186, 『法社会学』二四—二五頁)。

ウェーバーにとって法の社会学的標識は組織された「強制装置」による保障であつたが、それぞれの氏族が互いの権利保障のための「強制装置」として機能するという氏族の血讐も「法」の範疇に入るとウェーバーはいうのである——同じ観点からイエリネクも国際法を法の範疇に含めてゐる（Jellinek, Allgemeine Staatslehre, 3. Aufl., S. 479-480, 訳三八一—三八二頁）。その意味においては氏族の血讐義務は、強制装置をもたずに周囲の非難という制裁に依拠する習律と、強制装置をもった規範としての法という、両者のいわば境界線上に位置するということができる。モルガンのいわゆるイロクオイ連合もそうした氏族の法秩序維持のための社会的組織なのであつた。ただしモルガンが示しているように、そうした「強制装置」としての氏族とその血縁的編成と、政治的共同体の境界とは必然的に一致するものではない。そうであるからこそモルガンはイロクオイ・インディアン血縁的・民族的な社会編成と地域的・政治的編成なギリシア・ローマ国家との間の質的な転換を強調していたのであつた。ウェーバーはこの点について次のように述べている。

「氏族に一人の酋長が存在して氏族が政治団体として機能するという場合が存在するとすれば、それはしばしば氏族団体の内部的諸条件によるものというよりも、もともとは氏族とは無関係の政治的、軍事的な目的、あるいはその他の共同経済的目的のために氏族が利用されたことの結果であり、またそのようなことに条件づけられて、氏族が本来異質な社会的統一体の下位単位の烙印を押されたことの結果なのである（たとえば『クリア』の下位単位としての gens や、軍事部門としての氏族など）」（Haugemeinschaften, MWG, I/22-1, S. 131, 訳五七一—五七二頁）。

モルガンが述べていたイロクオイ族の事例においても世襲の酋長——これはいわば血讐義務に代表される氏族内外

の法秩序のための仲裁裁判官としての位置を占める——とらんで、連合全体では二人の戦争酋長が選ばれることがあるが、これは氏族のもとの機能とは別の対外的政治的・軍事的な目的に氏族が利用された場合だ、ということになるであろう。そうしたウェーバーの観点からみるならば、家共同体と氏族、さらに近隣団体、政治共同体との関係は現実には相互に複雑に交錯しあっている。時には諸共同体の編成が互いに入り組んでいて、相互の間に紛争や葛藤が生ずることもめずらしいことではない。

「次のような事態は、共同行為が他の点ではほとんど発展しなかった時代にまさに特徴的なものである。すなわち家、氏族、近隣団体、政治共同体が互いに交錯し合い、家共同体と村落共同体の構成員が異なる氏族に属し、氏族の成員は異なる政治的共同体やさらには異なる言語共同体に所属していて、したがって場合によっては、近隣者、政治仲間、そして家共同体の成員でさえも互いに血の復讐をしなければならないというような事態である。政治的共同体が物理的暴力の行使を次第に独占するようになってはじめて、このような厳しい『義務の葛藤』は取り除かれることになったのである。しかし政治的な共同行為が先鋭な危機の場合にのみ行われる間歇的な臨時的行為としてのみ知られているところ、あるいは略奪をこととする目的団体としてのみ知られているようなところでは、氏族の意義としてその構造と義務の合理化の程度は——たとえばオーストラリアにおけるように——ほとんどスコラ学的な決断論の域にまでたかまることになる」(ebenda, S. 131-132, 訳五七一頁)。

ひとつの家共同体や村落の成員が異なる氏族に帰属し、他方では同じ氏族の構成員が異なる政治共同体に属する結果として、近隣者、政治仲間、家共同体成員間で血讐の義務を負わねばならないというような「義務葛藤」が生

ずるとき——ギリシアの悲劇作家アイスキュロスの「オレスティア」三部作において、父の敵を討つために母を殺害したオレスティアが、法とくに婚姻の神アポロンのもとめる掟と、氏族・血縁的な復讐的正義の観点から母殺しの償いをもとめるエリユニスとの間で葛藤に陥ったように——、このような「義務葛藤」を最終的に取り除いたのこそ、政治的共同体による物理的暴力行使の漸次的独占化であった。他方では政治的同行為が、対外的な脅威などに対する一度的な臨時的行為としてしか現れないところでは、氏族を「強制装置」とする血誓の義務の体系として、これが高度に合理化される場合もある。こうした氏族を基礎とする義務の体系と地域的な政治的共同体との相互の關係について——モルガンはいわばこれを決定的な断絶ないし質的な転換として捉えたのであるが——、ウェーバーは次のように述べている。

「残念ながら氏族、村落、マルク仲間団体と政治的編成の關係はいまなお民族誌や經濟史の最も不分明で、最も研究されていない領域に属している。これらの關係が本当に余すところなく明らかにされたという例は、文化諸民族の原始的事情にかんしても存在しないし、またいわゆる自然民族にかんしても、例えばモルガンの労作にもかかわらず、インディアンのような自然民族にかんしてもまだ存在していないのである」(ebenda, S. 135, 訳五七六頁)。

氏族の血縁的編成と、地域の生活共同体や經濟共同体、そしてこれらと政治的な編成との關係については、モルガンをはじめとする自然民族に関するこれまでの人類学的研究の蓄積にもかかわらず、いまだ十分には解明されていない。ただし少なくとも次のことはいえるとして、ウェーバーは氏族と政治団体との關係について論点を次のように整理している。

「一般的に言えるのはただ次のことだけである。1、土地がまず第一には労働の場合、この場合には、農耕が主として女性労働に依拠している限りは、氏族の間の関係においてしばしばすべての土地生産物と土地所有は女性に帰属することになる。そこでは父親は子どもに土地所有を残すことはできず、土地の相続は母親の家あるいは氏族を通じてなされ、父親から相続されるものは、軍事的な用具、武器、馬ならびに男性がたずさわる労働の道具だけである。もちろんこうした形態が純粋な形で存在することはほとんどないのであるが。2、あるいは反対に土地が槍をもって獲得された守られるべき男性の所有物である場合。この場合には、武装能力のないもの、とりわけ女性性は土地に対する持ち分をもつことはできない。父親の属する地域的な政治団体は、その息子を軍事的な後継者として確保することに利害関心を抱くであろうし、それゆえに息子たちは父親の武装共同体へと編入されることになるから、そこでは土地は父親から息子へと相続され、母親からは動産のみが相続されることになるであろう。3、さらに村落ないしはマルク仲間団体という近隣団体そのものが、共同開墾、つまり男性労働によって獲得された土地への支配権を有している場合には、その団体の義務をどうみても継続的に果たすことのできないような子どもに相続が認められることはない。これらの諸決定要因に事情によってはさらに複雑な諸決定要因が加わって、それらのせめぎ合いの結果として非常に様々な結果がもたらされることになる」(ebenda, S. 136, 訳五七六—五七七頁)。

その社会において生産的労働や軍事的な組織のあり方によって異なる男女の労働の意義、とりわけ土地の取得がいずれの性の、いかなる労働に基づくかによって女系と男系の相続が決まるというのである。とりわけ男女の社会的分業とそれにもとづく土地占取のあり方が社会関係の重要な決定要素となるというこの点においてはモルガン・エンゲルスの観点を受容しているということもできるだろう。もちろんそこではさらに他の決定要因が働いて複雑な作

用をもたらずのであって、人類史の始原において母権制から父権制への一般的な発展が存在したというような立場はウェーバーのとりどころではない。ここでの引用にも明らかなようにむしろウェーバーが重視するのは軍事的な要素であつた。ただし、軍事的な要因そのものの優位はただちに男性の優位や父系の優先をもたらずわけではない。彼はつづけてこう述べている。

「4、しかしながら——これらのことから一見するとそう思われるかもしれないが——、ある共同体の軍事的性格の優越性は一義的に父親の家長権力や純父権的な（『男系的』）親族・財産帰属をつよめる方向にはたらくと言うことはできない。そうではなくて、これらは軍事的な組織のあり方に徹頭徹尾関連しているということなのである。軍事組織が武装能力ある年代の男性を継続的排他的に召集して特別の兵舎的・クラブ的共同体というかたちで組織されるようなところ、シュルツによって描かれたような典型的な『メンナーハウス』やスパルタの『シッシーテン』（食卓共同体）がその純粹類型を示しているのであるが、そのような場合には、その結果として『母子集団』として形成された家計から男性が排除されるために、子供や相続財産の母親の家への帰属か、あるいはたとえスパルタについて言われるように主婦の地位の相対的な自立性をもたずことがおそらく予想されるし、またしばしば事実としてもたらしめてきたのである。もっぱら女性を威圧し略奪するために用いられる数々の迷信めいた手段（たとえば定期的に行なわれる『ドゥク・ドゥク』の出現と略奪）は、家の外におかれることになった男性の権威失墜にたいする反動を示している」（ebenda, S. 136-137, 訳五七七一—五七八頁）。

軍事的要因の優位が一義的に、たとえば父系相続やいわゆる父権の優位に働くわけではない。むしろハインリヒ・シュルツがいうように、戦士団の組織化は、戦闘可能な男性を家共同体から排除することによってかえって「母権」的な現象を生み出すことがある。シュルツはこう述べていた。「いうところの母権なるものはすなわち男子の同盟への結集が必然的にもたらずところの家庭生活の萎縮の結果なのである」と (Altersklassen, S. 78)。その意味では軍事組織と父権制とを結びつける議論に対するウェーバーのここでの留保は、シュルツの議論そのものに対する批判というよりはむしろ、シュルツが提示した「男子集会所」の存在を一般的な父権や男性優位と結びつけようとする通俗的理解に対する批判と解するべきであろう。戦士集団の組織によって引き起こされる社会編成上の変化を重視するという点でウェーバーがシュルツの議論を受けついでいるということは「家共同体」「政治的共同体」「支配の社会学」などの随所でくり返される次のような指摘からも明らかであろう。

「あまたの諸民族で性的関係の規律の上に重要な意味をもっている『年齢階梯』構成も、共同体内部における原初的な性的『族内乱婚制』の名残といわれるものも、あるいは、しばしば『原初的』とされる、まだ個々人に専有されていない娘に対する全成員の『要求権』の名残といわれるものも、『婚姻』の『最古』の形式と称されるところの婦女略奪も、またとりわけ『母権制』も、大部分の場合には、戦士の家外居住や家族の欠如を生み出すところの軍事制度の名残なのである」 (Herrschaftssoziologie, S. 685, 世良晃志郎訳『支配の社会学』五二二頁)。

もとよりウェーバーにあつては戦士集団の組織を中心とする軍事的編成は男性の家からの排除と「母権制」を一方的的に生み出すわけではない。さきに条件 1—3 であげていたように土地所有のありかた如何によつては対照的な結

果をもたらしことになる。

「これに對して、軍事カーストの成員が莊園領主 (Grundherren) として地方に散在しているところでは、家や氏族の構造が家父長制かつ男系的なものとなる傾向がきわめて優勢となる。大きな帝国を築いた民族は、極東でもインドにおいても、近東でも地中海においてもまたヨーロッパ北部においても同様に、資料の及ぶ限りでは全体として（この点では想定されているようにエジプトを排除しない）父系制を、しかも（エジプトをのぞいたところでは）排他的に男系的親族・財産帰属を含めた父系制を展開しているのである。その根拠は本質的に次のことにある。すなわち、大きな政治的組織の設立は『メンナーハウス』のようなやり方で幹部として起居を共にする独占的な小戰士共同体によって継続的に担うことはできず、——実物経済的条件の下では——家産制的で莊園領主的な地方支配を結果として生み出すことが通常だからである。このことは、その政治的組織が局地的に集住した戰士団から出發した古代のような場合でも変わることはない。官職装置を伴う莊園領主制の發展は当然のことながら、家長としての一人の父親のもとに支配装置へと組織された家共同体から出發するものであり、したがってどこでも父親の権力から生まれ成長して行くものである」 (ebenda, S. 137-138, 訳五七七—五七八頁)。

一方では軍事的な戰士集團の組織のあり方、他方では経済的基礎としての土地所有と男女の社会的分業のあり方との相互関連のなかで家共同体と氏族の構造、家父長制的・家産制的支配のあり方が決まってくる。このようなかたちでウェーバーは、モルガンⅡエンゲルスのな母權説が提起した理論的問題の意義を評価した上で——その意味ではいわゆる父權の優位説やあるいは家父長制的な家族をその始源から想定するような一般的な議論に対して批判的な限定

をした上で——、シュルツが提示した「男性同盟」の観点をも受容しながら問題を再構成したということができらるう。そうしたウエーバーの観点からみるならば、問題の焦点は戦士集団の組織とそれを支える経済的基礎がいかなるものであるのか、ということにおのずと絞られてくることになるであらう。先に述べたようにシュルツはまさに「男子集会所」に典型的に見られるような戦士集団の組織こそが、「国家」形成の起点となったとみているのであるが、そうした小規模な戦士共同体の組織では、大規模な政治的領域支配を実現することはできない。貨幣によって大規模な軍事集団を徴発・組織することが不可能な実物経済的条件の下では、通常家父長制的な支配の基礎ともなる領主制的な土地所有こそがそうした戦士カーーストの給養を確保しかつ組織する典型的な方法とならざるをえないとウエーバーはいうのである。モルガンⅡエンゲルスの観点から見れば「女性の世界史的敗北」の結果として出てくる家父長制な父親の支配と「国家」の成立がオーバーラップする根拠はまさにここにあった。

それではウエーバーはどのような「国家」の成立、すなわちモルガンのいえば氏族的な編成から地域的な政治的編成への転換が行われ、支配のための「強制装置」が組織される過程についてどのように考えていたのだろうか。

(2) 政治団体の成立

ウエーバーは『経済と社会』の大戦前草稿「政治共同体」章において、「政治的共同体」を、「一定の地域」(必ずしも絶対的に不変の、明確に確定されたものであることを要しないが、それでもともかく境界づけることのできる領域)とそこにおける人々の行為を、物理的暴力、とりわけ武力によって統制支配する、そのような共同体である、と定義した上で、その成立の問題について次のように論じている。

「このような意味の『政治的』共同体は、昔からどこにでも存在していたというわけではない。敵に対する暴力による防衛が必要な場合には個々の家共同体や近隣団体、あるいはまた経済的な利益を目的とする他の団体に引き継がれるようなあらゆる状態においては、他と区別された特別の共同体としての政治的共同体は欠如している。政治的共同体はまたその概念的に最小限の定義であるところの『ある地域とそこにいる人々に対する秩序づけられた支配を暴力をもって維持すること』という機能が少なくとも必然的に同一の共同体のものである、という意味においてはいつでもどこでも存在しているわけではない。そうした機能はしばしば部分的には補完しあうかたちで、部分的には交錯するかたちで多数の共同体の共同行為に振り分けられるのである。暴力行使と『対外的な』防衛は例えばしばしば一部は血縁団体(氏族)、一部は近隣団体の手に、一部はその時々アド・ホックに形成された戦士共同体の手に握られ、『地域』を整然と支配し『対内的な』人間関係の秩序を保つ仕事はしばしばさまざまの、宗教的な権力をも含めた諸勢力に分配されているし、その際に暴力が用いられる限りにおいて、その権力の一つの共同体の手に握られているわけでは必ずしもないのである」(Politische Gemeinschaften, MWGJ/22-1, S. 204, 濱島朗訳『権力と支配』みすず書房、一九五四年、一七五—一七六頁)。

政治的共同体の担う対外的な防衛などの機能は、もともととは氏族、近隣団体などに分有されていて、そうした暴力行使をともしなう権力は一つの共同体に集中していたわけではなかった。——このことは家共同体、氏族、村落団体、政治団体の相互の関係は互いに入り組んでいるという「家共同体」章の記述とも照応する——。いいかえれば暴力行使という手段、暴力をともしなう共同行為は多かれ少なかれそうした諸共同体や団体によって事実として行使されてきたのである。その限りにおいては「暴力的な共同行為」それ自体も「原生的なものである」(ebenda, S. 208, 訳一八〇

頁)。もとより「暴力行使」が人類の始原以来の属性であるかどうかについては議論の余地があるとしても、ともあれ少なくとも氏族その他の諸共同体が形成されるときにそれは存在したというのであろう。政治的行為を「暴力行使」をその手段とする社会的・共同的行為であると定義するならば、政治的行為とそれにもとづく社会的関係（ゲマインシャフト関係）は、そうした人間の社会的関係そのものに遍く存在しており、その意味において始原的であるといふことができるだろう。

問題はしかしながら、暴力行使そのものの起源ではない。暴力行使と「正統性」という特殊な観念との結合、暴力行使そのものについての「正統性」の観念の成立にウェーバーの目は向けられている。

「暴力行為の特殊な正統性の観念はしかしながら、それが何らかの諒解行為と結びつきをもちうるとしたら、それは血讐義務の遂行の際の氏族の諒解行為と結びつくのである」(ebenda, S. 209, 訳一八一頁)。

暴力行使そのものの「正統性」とあるという観念は、人類の始原から、あるいは少なくとも暴力行為の存在とともに古くから人間社会の中に遍く存在していたわけではない。そうした観念が最初に明確なかたちで現れるのが、氏族の「血讐義務」の場合であった。先に紹介したように氏族がお互いに行使しあう「血の復讐」をウェーバーはそれぞれの氏族が「強制装置」として機能する法の限界的な事例であると述べていた。まさにそうした氏族による法の維持のための強制の行使としてはじめて暴力行使は「正統性」なものとして観念されることになったのである。

ということは裏を返せば、暴力と「正統性」の観念は通常は結びつくものではないということ、暴力を行使することが「義務」であり「正統性」とあるという想定そのものがむしろ人間社会にとつては異例なことであったということ

を意味するであろう。「血讐」はいわば例外的な事態であり、だからこそ課されたものにとつてそれは心ならずも果たさねばならない「義務」なのである。氏族的血縁的な社会編成から一步踏み出すかたちで戦士の共同体が暴力行使のための「強制装置」として組織される段階においてもこのことは基本的に変わることはない。ウェーバーはここでもシュルツの「年齢階梯制と男性同盟」に依拠しながら、次のように述べている。

「そのようにして組織された戦士たちは、部外者とくに女性に対する慢性的略奪にもとづく彼らの経済的な地位を保証するために、事情によつては宗教的な色彩を帯びた威嚇手段を用いることもある。彼らによつて企てられた仮面の行列による精霊の出現は非常にしばしば、とりわけよく知られているインドネシアのドゥクドゥクの行列のように、たんなる略奪のための行進であることが多いのである。それが滞りなく行われるためには、女性やおよそすべての部外者は振り木の音がするやいなや殺されるのを避けるために村から出て森の中に逃げ込まなければならぬ。精霊が正体を現すことなく容易に小屋の中のものを我がものとするためである。この場合こうした行為の正統性に対する主観的な信仰などというものは戦士たちの間ではまったく問題にならないのである」(ebenda, S. 212, 訳一八三—一八四頁)。

シュルツが紹介しているように、男子集会所に結集した戦士たちが行う婦女子の略奪や暴力行使には、呪術的・宗教的な色彩を帯びた仮面その他の手段が使用されているが、これらは部外者に対する威嚇のための「偽装」にすぎないのであつて、少なくとも戦士たち当人の主観においては、彼らの行為の「正統性」などは問題にならなかった。彼らはむしろそうした「正統性」に懐疑的であつたといふのである。

もちろんここで紹介されたインドネシアのドゥク・ドゥクの事例が実際にウエーバーのいうように戦士たちの意図的な欺瞞、まやかしの基づいて行われていたかどうかはなお解釈の余地がある。⁸⁾さらにインドネシアの事例が偶々そうであったとしても、いわゆる男性同盟の戦士たちの略奪行が一般にそのようなものであったか、ウエーバー自身もそのように考えていたのか、という問題も残されている。ウエーバーは他方では『支配の社会学』において、カリスマの典型とされている北欧の「勇猛戦士」(ヘルゼルカー)やホメロス描くところアキレウスなどの「英雄的自我」が示すように、彼ら戦士の戦闘行為や略奪行には、主観的にはある種の陶醉がともなっているとも述べており、この点の評価には微妙な揺れがみられるのであるが、⁹⁾ともあれ、彼ら戦士たちはその時々々に民衆の中で行われている信仰や神々との関係では、むしろ懷疑的な態度をとることが通常のことであった。「とくに此岸的な志向をもち、略奪や獲物をこととする戦士の結社は、本来呪術的迷信に陥りやすい傾きがあるにもかかわらず、なおかつ同時にいたるところで民衆的敬虔に対する懷疑の担い手なのである。彼らはあらゆる発展段階において神々や精霊たちを無遠慮に扱う。ちょうどホメロスの戦士たちがオリュンポスの神々に対したのと同様にである」(ebenda, S. 212-213 訳一八四頁)。戦士たちというのはみずからの陶醉やそれにもなう呪術的傾向はともかくとしても、少なくとも民衆の間の信仰に對しては敬虔とはほど遠い存在であった。¹⁰⁾

もとより彼らの指導者に対しては話は少しく別でなければならぬ。彼らの多くは指導者のカリスマに對する個人的な帰依にもとづいて服従している。その限りにおいていわゆるカリスマ的な「正統性」が彼らの間では妥当しているということが出来る。「しかしながら正統な暴力行使」という観念¹¹⁾が、そこから発展してくるのは、さしあたっては戦士仲間、仲間を裏切るとか不服従または臆病のために同志に背く者に対してである」(ebenda, S. 210, 訳一八二頁)。暴力行使の正統性という観念は、さしあたりはもっぱら戦士仲間の間においてだけ、臆病者への輕蔑というかたちで

通用するにすぎない。要するに、戦争や軍事力は——意識的にかそれともある種の呪術や陶醉に基づいてかはともかくとして——既存の伝統に対して強力な解体的作用をもたらしものではあるけれども、そうした破壊的作用から暴力行使そのものの「正統性」や暴力行使の「義務」という觀念が成立し、しかもそれが広範な地域や人間集団の間で通用するようになるまでには、さらにはるかな距離があるとウェーバーはいうのである。

「日常的な秩序と並存し、あるいはそれを超越するような自由に組織された戦士団が地域共同体の秩序だった継続的団体にいわば再編入されて、それによつて政治団体が創出されるようになってはじめて、政治団体と戦士たちの特権的な地位とは暴力行使の特殊な正統性を獲得する (attributed) ことになるのである。『正統性獲得の』この過程は、政治団体が存在するところでは、徐々に達成される。略奪行や恒常的な戦士同盟のために組織された男子が所属するところの共同体は、平和が長く続いた結果として戦士結社が崩壊することによつてか、あるいは包括的な政治的ゲゼルシャフト関係を自律的に形成するかあるいは他律的に授与されることによつて、自由に組織された戦士たちの略奪行（そのありうべき結果として、略奪された者たちによる報復、これもまた部外者に被害を与えることになる）を統制下におく権力を掌握するのである。たとえばスイスが傭兵たちの外国軍隊への参加を統制したように」(ebenda, S. 213, 訳一八四—一八五頁)。

すでに「家共同体」章でも指摘していたように、シュルツのいうような男性同盟というような戦士の小共同体はそのものとしてはまだ広域の地域を支配する政治団体の基礎となることはできないというのがウェーバーの立場であった (MWG I/22-1, S. 138, 厚東洋輔訳五七八頁)。戦士集団が地域団体へ再編入されて政治団体が成立する、そ

の段階にいたってはじめて正統な暴力行使の観念が定着する、政治団体の強制装置としての暴力行使が「正統」なものとして受け止められるようになる。後の『職業としての政治』における定義にしたがえば、そうした正統な暴力行使とその手段の「独占」により成立する政治団体こそが「国家」であるということになるであろう——ただしいわゆる「大戦前草稿」の一部である「政治的共同体」のこの箇所ではまだ「国家」の後は使われてはいないことに留意しておきたい——。その少し前のところでは「近代的」政治団体の特質について次のように述べられている。

「政治共同行為が直接脅威にさらされた場合に爆発するたんなる一時的行為から持続的なアンシュタルト的ゲゼルシャフト形成へとますます包括的に発展をとげ、いまやその強制手段の峻烈さと効力がこの強制手段の適用を合理的・決疑論的に秩序づける可能性と結びつくようになればなるほど、それだけ関与者の観念において政治的秩序の特殊な地位はたんなる量的なものから質的なものへと変化するのである。政治団体の近代的位置は次のような威信に基づいている。すなわちこの威信が政治団体にその参加者の間に広まる特別な信仰、政治団体が組織する共同行為の『適法性』という神聖化に対する信仰を与えるのであり、まさにそれゆえに政治団体の共同行為は生殺与奪の決断をともなう物理的強制をも包含することになるのである」(ebenda, S. 207-208, 訳一七八—一七九頁)。

強制手段の峻烈さと、強制行使の合理性ならびに「適法性」とは並行しているというのである。戦士集団の組織化による「強制装置」の確立とその領域的支配が政治団体の標識であるとするならば——その合理化と適法性化というかたちで近代的政治団体(国家)と法との密接な関係はこの段階でも前提されている。その点においてウェーバーは法と密接不可分の存在として国家を定義するイエリネクの議論を継承しているということができであろう。

まさに「正統な暴力行使」という特殊な、つまり通例ならざる手段が人間集団に握られているという特殊な事態の上に、政治的共同体は存立したのであった。モルガンのいう氏族・血縁的編成から地域的編成への転換は、氏族をその担い手とする血讐（フエーデ）から、正統的な物理的強制のための「強制装置」の確立という意味において政治的共同体の形成上決定的な転機なのであった。そしてかかる原理的な転換を人類史上最初に典型的かつ徹底したかたちで遂行したのが古典古代ギリシアならびにローマの都市国家であったのである。「都市の類型学」では次のように述べられている。

「全古典古代において、貴族でない者たちが完全には部分的に勝利を勝ち取ったことが政治団体およびその行政にもたらした重要な結果は次のようなものであった。1それは政治団体のアンシユタルト的な性格がますます徹底されること意味していた。まず第一にそれは地域ゲマインデの原則が貫徹するというかたちで進行する。中世においては門閥支配の時代にすでに都市市民の大衆の地域的な都市区域への区分が行われていたし、ポポロもその官吏を少なくとも部分的には都市区ごとに選出していたが、古代の門閥都市も貴族でない平民に対して、とりわけ賦役や負担の分配のための地域的区分が行われていた。ローマでは氏族（*Stipe*）やクリアから構成された古い、人的な三つのトリプスとならんで、同じくトリプスと呼ばれるが純粋に地域的な都市区域があり、さらに平民（*プレプス*）の勝利とともに農村トリプスがこれに加わった。スパルタでは古い人的な三つのフュレーの他に、四つ、後には五つの地域的なフュレーがあった。しかしながら本来の民主制が行われた地域においては、民主制の勝利とは、ポリスの全領域の下位区分としての、またポリスにおける一切の権利・義務の基礎としての地域的区としての『デーモス』への移行ということと同義であった。この変化がいかなる実際上の意義を有していたかをわれわれは後に考察せねばならな

い。ともあれこうした変化の結果として、ポリスはもはや軍事的・氏族制的団体の兄弟盟約としてではなく、ひとつのアンシユタルト的な領域的ケルパーシャフト (Gebietskörperschaft) として扱われることになったのである」(MWG, I/22-5, S. 217, 世良晃志郎訳『都市の類型学』創文社、一九六四年、一三四—一三五頁)。

ウェーバーの「アンシユタルト」概念の概念史的位置づけについては別に論ずる予定であるが、さしあたり「理解社会学のカテゴリー」の定義に従えば、「目的結社」のように自発性に基づくのではなく、本人の意図、言明とは無関係に帰属が定まり、合理的秩序と強制装置を備えている共同体であるということになる——晩年の『経済と社会』第一部第一章「社会学の基礎概念」とは若干のずれがあるものの、成員所属の強制的性格という点ではほぼ共通している——。古典古代ギリシアのポリスはそうした意味における最初の本格的な政治的アンシユタルト団体であったとウェーバーはいうのである。氏族カリスマ的戦士貴族の共同体から出発した都市国家は民主化にもなつて元来は氏族を基礎とするフュレーの連合体から地域単位の「デーモス」を基礎とするアンシユタルト的な「領域ケルパーシャフト」へと転化する。その背景には軍事的要因、騎士、戦車戦から重装歩兵への戦術および軍事技術上の転換がある。それによつて武装可能な平民への政治的権利の拡張が実現するとともに、多かれ少なかれ血縁的な関係を残す民族的な編成から地域区分に基づく本格的な政治的代表への編成替えが古典古代ギリシア・ローマの都市国家においてははじめて実現したのである。

血縁的な人的紐帯の有無にかかわらず一定領域の構成員を強制的に包括するポリスのアンシユタルト的な性格の形成にともなつて、法そのものの性格もまた——血讐やカリスマ的な仲裁裁判に基づく氏族のなかば習律的な性格を帯びた法から——合理的に制定されたアンシユタルト法へと根本的に変化することになる。

「さらに、ポリスは法の本質についての観念が転換することによってもアンシュタルト的なものとなる。法は市民と都市在住の者それ自体のためのアンシュタルト法となり——どのような残滓が残ったかについてはすでに述べた——、同時にそれはますます合理的に制定された法となる。非合理的なカリスマ的裁判に法律がとってかわる。氏族の門閥支配の排除と並行して立法がはじまる。さしあたりそれは調停者 (Asymneten) によるカリスマ的な法の制定というかたちをとる。しかしながらやがて民会による新たな法の恒常的な創造が成長して、ついにはたえず変動する法の創造にまでいたることになる。そして純粹に世俗的な、制定法あるいはローマでは政務官の訴訟訓令に拘束される裁判が生まれてくる。アテナイにおいては最後には、既存の法を維持すべきか変更すべきかが毎年、民衆に問われるまでになった」(ebenda, S. 217, 訳1115—1116頁)。

まさにギリシアの都市国家ポリスははじめてアンシュタルト的な政治団体を——もちろん都市という限定された範囲においてではあれ——形成することになった。その意味においてはウェーバーは古典古代のポリスを氏族連合を超えた地域支配としての「国家」の早期の形成物——しかもギリシアにおいては民主的共和制の早熟的な形成——として位置づけたモルガン・エンゲルスの議論を継承しているということができさう。

だが問題は、そのようにして成立したアンシュタルト的な政治団体がただちに近代国家の発展へとつながったわけではないところにある。古代ギリシアにおいてははじめて本格的に成立した都市国家はさらにローマへと引き継がれるが、そこからは近代国家そのものは直ちに出現することはなかった。今日の近代国家とその基本的形態はなぜ古代地中海世界の都市においてではなく、ゲルマン民族の中世ヨーロッパの社会を基礎としてはじめて成立すること

になったのか、その歴史的特殊性、古典古代との相違はなんであったのか、そしてまたヨーロッパは古典古代から何を継承したのか、ウェーバーが『経済と社会』をはじめとする社会学的作業で探求したのはまさにそうした問題であった。

註

- (1) 国家を人類の始源にまで遡らせるこうした国家把握からすれば、イエリネクやウェーバーのように国家の定義に際して地域・領域支配に重点を置くわけにはいなくなる。マイヤーは国家の概念規定に際して、地域的契機を前面にだすフリードリヒ・ラッツェルのような立場 (Friedrich Ratzel, *Der Staat und sein Boden geographisch betrachtet*, Leipzig 1896) に対して、むしろ国家概念にとって決定的契機は、「意思の統一性、法秩序の遂行、軍事的・政治的組織、そしてとりわけ団体の永遠性の意識」であると述べている (Meyer, *Geschichte des Altertums*, Bd. 1, S. 11-12)。

- (2) 歴史学派が歴史主義の流れの中ではむしろ自然主義的傾向へと接近した潮流であったこととどう関わるのか、は別の検討が必要である。牧野雅彦『歴史主義の再建』(日本評論社、二〇〇三年)を参照。なおこうした問題を検討する際に、今一つ注意すべきことは、さらに国家についての理論的な把握と、実践的・政治的な立場とは必ずしも直ちに結びつかないということである。マイヤーは国家の歴史性を問う社会学や経済史の発想の内に政治的自由主義の思想的反映を感知していたが、たとえば歴史学派経済学と非常に近い位置にある歴史家カール・ランプレヒトは少なくとも政治的な文脈ではマイヤーと同じように保守的なスタンスをとっていた。

(3)

イロクォイ族の全体を一つの部族 (Stamm) と見るかそれとも部族連合と見るかという初発の時点から、イロクォイ族の部族・氏族制度についてのモルガン自身の説明とブライジツヒによるその紹介とは微妙にずれており、とくに世襲酋長 (Sachem) についての説明においてそれが顕著だが、酋長制の事実的な点についてはさしあたりモルガンにしたがって概略を整理しておいた。ブライジツヒは氏族とその酋長の始原的な政治的・国家的制度としての側面を重視しており、それとの関連で地域・村落と酋長との関連を意識している。ブライジツヒの立場から見ればモルガンにはそうした観点が欠如しており、村落とその行政 (つまり酋長職) との関連が明確に論じられていないという欠点があるという (Bryce, S. 493)。ブライジツヒはそうした観点からモルガンの示す事実を再解釈・整理しており、これがモルガンの説明とのズレの最大の原因となっている。ただしモルガンにそうした観点が希薄なのは血縁的な氏族制度の編成と地域を基盤とする政治的編成との原理的相違に着目し、イロクォイ族の組織は基本的に後者への根本的な転換——いいかえれば本来の国家の成立——へと到達していないものとして想定しているからなのであり、そうした両者の観点の相違がもたらすズレと見るべきである。

(4)

エンゲルスにとって、ヘブライそしてローマの家父長制家族は、最初の男性独裁であり、一夫一婦制のそのもとでの実質的な男性支配への「中間形態」であった。さらにそうした単婚家族とギリシアとローマの対比などの論点においてエンゲルスはモルガンの議論をほぼ忠実に引き継いでいる (Engels, S. 61f., 訳七六頁以下)。

(5)

ブライジツヒが註記している『文化の原始史』の当該箇所 (Schurtz, *Urgeschichte der Kultur*, 1900, S. 112, 123) のうち、前者は男性の社交団体への結集について述べているだけで、二つの集団の連合ないし融合について述べているわけでない。

(6) 前註でのべたブライジツヒの註記における一二三頁という指示は内容から見てこの一五三頁の誤記ないし誤植と思われる。

(7) ブライジツヒはシュルツのニーチェに対する態度には誤解があり、シュルツのいうような男性同盟による氏族そして国家形成の起源論はむしろニーチェの主張と重なっているというのであるが——ニーチェの思想をそのように理解できるかは別としても——シュルツがニーチェのものをあまり読んでおらず、ニーチェに対する一面的な理解から批判しているということは必ずしも確定的にいうことはできない。

たとえば一方でシュルツは「事実ニーチェは彼流の輝かしいやり方で次のような理念を主張した。いわく人間はその冷酷さによつてはじめて記憶というものを創り出したのだと。残念ながら、たんなる残酷な衝動は本當の進歩と結びついたことはこれまで一度もない、むしろそれは貧困化と分化喪失と結びついたのである」(Schurz, *Urgeschichte der Kultur*, S. 79) と批判的な言及をする一方で、他方では、卓越した精神力と意思力で支配権を握った貴族が、自己満足に陥った結果、下層の者たちに精神の活力と豊かさで追い越されるという事態を挙げて、「ニーチェはこれに『権力は愚鈍化する』と露骨に表現した」というように、ニーチェに好意的な理解も示しており (ebenda, S. 82)、ニーチェに対して——誤解ないし無理解に基づいて——一面的に批判の立場をとっているわけではない。

(8) 全集版でも指示されている Schurz, *Altersklassen*, S. 369-377 でシュルツはインドネシア (ビスマルク諸島) の秘密結社、ドゥクドゥクの事例について何人かの民族誌的報告に基づいて紹介しているが、そこでは報告者の不正確な情報という問題は別としても「現地の人間自身がその制度について決して明確で論理的に整序された観念をもつておらず」、その解釈についても分かれているという事情があることをまずはじめに指摘している

(S. 370)。ついで S. 372-373 には、マスクを被った踊りは酋長の家族が病氣の時に行われるものであること、その際にマスクを被った人物（Tambu）が誰かは婦女子には秘密にされているという F. Hübner の報告に基づいて、秘密結社の「神秘的で冷酷な性格」が推測できるとしながらも、他方ではそうした営みは貝殻貨幣と饗応を得るための方便であるからこそ婦女子には秘密にされるのだという Einsiedl の解釈を紹介しており、ウェーバーの記述はこれに依拠したものと思われる。

- (9) 「支配の社会学」のカルスマ論の部分でウェーバーは、北欧の「勇猛戦士」（ベルゼルカー）やホメロス描くところのアキレウスなどの英雄的忘我状態は毒物などによって人為的に生み出された狂躁的発作であると述べているが、そうした継続的なカルスマ状態の獲得を必要とする限りに於いて、戦士階層は陶酔と密接な関連をもつのであろう（MWG/22-4, S. 461, Wirtschaft und Gesellschaft, 5. Aufl., S. 654, 世良晃志郎訳『支配の社会学』創文社、一九六二年、三九九頁。全集版の編者註ではウェーバーは当時の通説に反対したインド・ゲルマン学者 Hermann Günter の議論（Über altisländische Berserker-Geschichten (Beilage zum Jahresbericht des Heiserberger Gymnasiums 1912, S. 14f.) に依拠しているという。ただし最晩年にまとめられた「支配の諸類型」では毒物の使用という点については懐疑的な見解を示している。WuG, S. 140, 世良晃志郎訳『支配の諸類型』創文社、一九七〇年、七〇頁。この点については訳者世良氏が『支配の社会学』四〇四頁の訳注で指摘している。
- (10) 『都市の類型学』には、ホメロスに示されるような神々に対する「英雄社会のこのような無遠慮さが成立しえたのは移動——とくに海外への移動——の結果として古来の神殿を保持しつつ墳墓の近くに住むことが不可能になった地方においてのみであった」とある（MWG/22-5, S. 176, 訳一七九頁）。

- (11) カリスマ的支配者とその従者の氏族（Stippe）がカリスマ的貴族を形成し、その家カリスマないし氏族カリスマ

マに基づいて官職や財産を専有することによって「国家の全政治的編成は、氏族別の、また氏族の郎党や領土所有状態やに応じた編成になる」といういわゆる「氏族国家」「門閥国家」(Geschlechterstaat)の類型が、歴史時代にいたるまでの諸部族、諸民族にくり返し現れ——そして歴史時代に入ってから古代社会の構造にも影響を残していたとウェーバーはみていた。日本の古代天皇制国家もその類型に入ると考えていたようであるし(WuG, S. 672, MWGI/22-4, S. 518-520, 『支配の社会学』四六七—四六八頁)、古代ギリシア・ローマの都市国家も「門閥都市」の時期まではそうした「門閥国家」の一類型に属している(vgl. MWGI/22-5, S. 273, 『都市の類型学』三一五頁)。ただしギリシア・ローマの都市国家の場合には、その成立(集住)にあたって氏族諸団体毎に行われていた祭儀的食事(Pytaneion)が統一され、都市自体が一つの祭儀共同体としての性格を備えてにいたっていた。これが氏族(とそれをつうじての共同の祭儀と食事)から排除されていた平民を含めた地域(デーモス)への再編——モルガンが血縁的・氏族的な社会編成から政治的編成への転化と呼んだ事態、そしてウェーバーによれば早期の「アンシュタルト的秩序」の形成——の基礎となったのである。そうした都市による「アンシュタルト」の形成はキリスト教によって氏族の紐帯の破碎が徹底されたヨーロッパ中世社会において中世都市というより徹底したかたちで現れることになる。パウロによる「食卓共同体」の成立の世界史的意義が強調されるの(こ)に理由がある(MWGI/22-5, S. 109-121, 『都市の類型学』八三—九一頁)。